

山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画

はじめての一步!!

～一人ひとりが地域の力～



平成21年3月

山武市

山武市社会福祉協議会



はじめに

山武市長 椎名 千 収

山武市の「地域の力」が問われる時が来ています。

「子ども達が安全に登下校できるように、地域で見守るべきではないか」「障がい者の社会参加を支援してほしい」「子どもと高齢者が一緒に過ごしたり、交流する機会があるとよい」「支援が必要な人を地域で見守り、支えられるような地域であってほしい」……

私たちの周りでは、地域ごとに様々な生活上の課題があります。こうした多様な地域課題を解決するために、山武市は社会福祉協議会と協働して『山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画』を策定いたしました。

平成19年度から継続的に小学校区単位で実施された住民福祉座談会において、それぞれの地域の生の声を伺ってまいりました。その声を随所に散りばめた、山武市オリジナルの計画書となっています。

『一人ひとりが地域の力』を地域福祉推進の基本理念として掲げ、山武市と社会福祉協議会で対応しきれなくなった福祉サービスを、地域住民のお互いの助け合いによって補完していくことで地域課題の解決に向けて取組む、としています。

山武市としても、この地域福祉推進の基本理念をタテ割りの行政施策に「ヨコ串」として貫き、より一層地域の力を高める取組みを支援する施策の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、住民の皆様方の参加とご協力をお願い申し上げます。

計画は、策定して終わりではありません。これからがスタートです。まさに、山武市の「地域の力」が問われる時が来たのです。さあ、はじめの一步を踏み出しましょう！！

おわりに、本計画の策定にあたり、活発なご意見・ご提案をいただきました山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、住民福祉座談会等にご参加いただいた多くの住民の皆様へ、心から御礼申し上げます。

平成21年3月

ごあいさつ



社会福祉法人山武市社会福祉協議会
会長 鈴木 孝雄

山武市社会福祉協議会「地域福祉活動計画」の策定にあたり、ごあいさつ申し上げます。

地域福祉活動計画は、平成19年度より誰もが地域で安心して暮らせる街づくりを目標とし、計画の策定を進めてまいりました。

この計画は、行政による「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を合体させ、様々な福祉課題を解決することを目的としました。

本策定にあたり、地域で地区社会福祉協議会を中心に「住民福祉座談会」の開催、住民アンケートや当事者団体への調査など、多くの市民の方々に参加していただき、皆様から寄せられた多種多様なご意見、課題を盛り込みさせていただきました。

これからの福祉は「一人ひとりが地域の力」であることを認識し、共に協働しあう街づくりを進めていくことが大切であると思います。

計画を実行するにあたり、住民の皆様、関係機関・団体の皆様には、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり多大なるご尽力をいただきました策定委員や地区社協関係者、また、計画に参加してくださった市民の方々に心より厚くお礼申し上げます、ごあいさつといたします。

平成21年3月

目 次

計画のめざす方向（総論）

I. 策定の前提	1
(1) 地域社会の現状	1
(2) 地域福祉計画とは	2
(3) 地域福祉計画の基本的な考え方	2
II. 山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要	3
(1) 計画の位置づけと性格	3
(2) 計画の期間	5
III. 地域のとらえ方	6
(1) 地域福祉のとらえ方	6
(2) 地域福祉の推進	7
IV. 基本方向	8
(1) 基本視点	8
(2) 計画の目標・施策	9
(3) 計画の策定・推進の方策	10

地域課題への取組み（基本計画）

地域課題の解決に取り組んでいくために	13
山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標・施策の体系	17
基本目標1 豊かな暮らしへ	19
1-1. 生活基盤の整備	20
1-2. ところとからだの健康づくり	26
1-3. 暮らしの安心と安全	32
基本目標2 とともに手を携えて	39
2-1. 参加の促進	40
2-2. 情報の共有	46
2-3. 人と人とのつながり	52
基本目標3 山武らしさを育てる	61
3-1. 福祉のこころづくり	62
3-2. 地域力の向上	70
3-3. 推進体制の強化	76

資料編

I. 策定の流れ	1
II. 策定体制	2
III. 山武市地域福祉（活動）計画策定の歩み	12
IV. 策定及び推進に係る参考資料	19
V. あとがき	24

はじめの一步！！

～一人ひとりが地域の力～ の読み方



「地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？」



⇒総論のⅠ．(P2)、Ⅱ (P3・4) をみて下さい。



「地域からはどのような意見があったの？」



⇒アンケートや住民福祉座談会で意見をだしてもらいました。
P12 の地域課題のまとめ、基本目標ごとにまとめた「具体的な地域課題」をみて下さい。



「山武市はどのように地域福祉を充実していくの？」



⇒総論Ⅳ．基本方向 (P8～11) をみて下さい。

『一人ひとりが地域の力』であり、「豊かな暮らしへ」「ともに手を携えて」「山武らしさを育てる」ことを目標に進めていきます。



「具体的に、どうやって進めていくの？」



⇒市の各担当課、社会福祉協議会事務局、住民福祉座談会で取り組んでいくことを考えました。地域・市・社会福祉協議会が手を取り合って一歩ずつ進めていきます。

施策の体系 (P16) ごとに推進することを基本計画に示しています。

例えば、「公共交通網の整備」であれば、P20・21 に、地域・市・社協の取組みを示しており、関連する取組みにも留意しています。

計画のめざす方向（総論）

I. 策定の前提

(1) 地域社会の現状

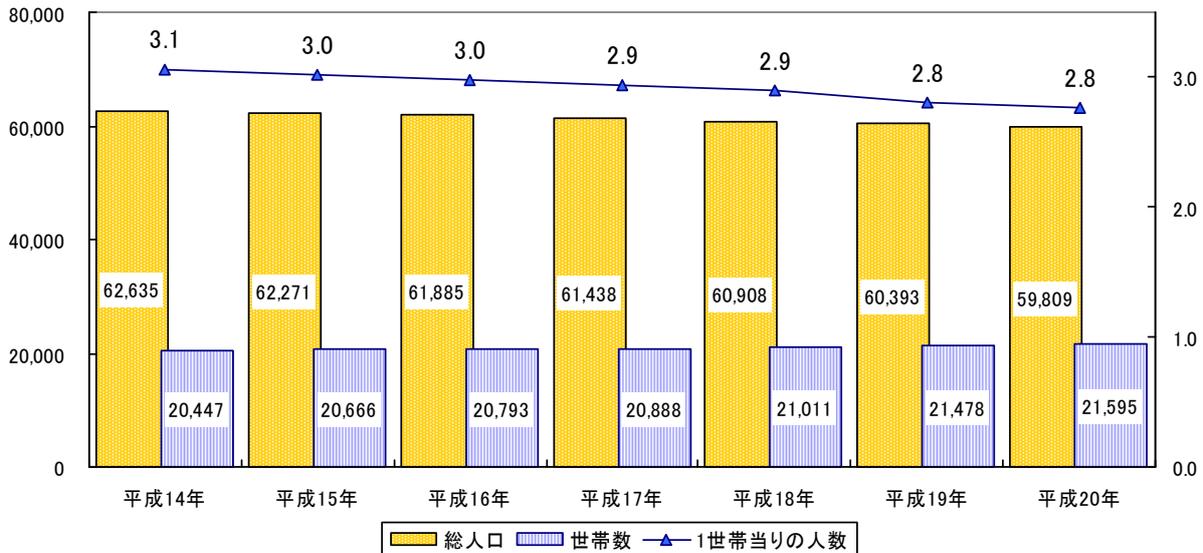
現在の地域社会は、少子高齢化が急速に進み、核家族化や、地域意識の希薄化が叫ばれ、家庭や地域で支え合う力が弱まりつつあるといわれています。また、高齢者独居世帯の増加、若年層の引きこもり、児童虐待など、これまでにない新しい社会問題が表面化しています。

その一方で、住民の生活のニーズは、多様化・増大化しており、従来の公的なサービスのみでは対応しきれなくなっているのが現実です。

山武市においても、高齢化率が上昇傾向であり、千葉県平均を上回る水準で推移しています。総人口は平成20年には6万人を割り、1世帯平均人数も緩やかに減少しており、少子化・高齢化とともに核家族化が進行しています。また、町村合併を経て、まちづくりの全体像が明らかになりつつあるなか、これからの行政運営や施策の推進の適切な運営を考えると、地域福祉のあり方自体から考える局面にあります。

▼山武市の人口・1世帯平均人数の推移

(単位:人、世帯)



	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
65歳以上	20.0%	20.5%	21.0%	21.8%	22.4%	23.1%
15～64歳	65.4%	65.5%	65.3%	65.0%	64.9%	64.6%
0～14歳	14.6%	14.0%	13.7%	13.2%	12.7%	12.3%

[出典:住民基本台帳]

▼世帯構成(平成17年10月1日現在)

		一般世帯			
		親族世帯		非親族世帯	単独世帯
19,007世帯 (100.0%)	核家族世帯	その他の親族世帯			
		11,096世帯 58.4%	4,506世帯 23.7%	89世帯 0.5%	3,316世帯 17.4%

[出典:国勢調査]

これからの地域に望まれることは、「地域の自立」と考えられます。住民一人ひとりが自立した生活を送ることがその理想ですが、生活をしていく上で自分たちの力、努力だけでは解決しがたい問題もあります。このようなときに、市の公的サービスや社会福祉協議会のサービスを活用していただき、それでも対応しきれない問題については、住民同士が地域の中でお互いに助け合っていくことが必要となっています。

(2) 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、支援を必要とする地域住民を地域全体で支え、誰もが住み慣れた地域でその人らしい自立した生活が送れるような仕組みをつくる計画です。

地域福祉計画の役割は、福祉分野の個別計画の基本理念や地域福祉推進のための施策・取組みを総合的に考え、共通理念を明らかにし、不足するサービス、いわば隙間のサービスを地域力によって補完していくものです。

市がつくる地域福祉計画は、1つのテーマ（課題等）について、市では何ができるか、社会福祉協議会では何ができるか、そして地域では何ができるか、というものをまとめていきます。本計画は、この「地域」に重点が置かれており、地域住民がそれぞれ抱えている課題、問題に対して自分達で何ができるのかということを考え、地域の助け合いの仕組みを作る計画です。

(3) 地域福祉計画の基本的な考え方

市、社会福祉協議会がどのような業務を行っているのか知らない住民も多いはずですが、自分たちの地域の課題、要望等について、市、社会福祉協議会はどのような業務を行っているのかを住民に知らせることも重要なことと考えます。

また、地域の要望に対し、市、社会福祉協議会はどこまで対応可能であるか、考え方を明確に示し、説明責任を果たすことも重要です。対応不可能なものは、不可能である旨を伝えます。

地域の課題や要望とは、その多くが費用をかけることによって解決するものも多いのではないのでしょうか。しかしお金をかけて地域福祉を推進（課題、問題を解決）するのではなく、市、社会福祉協議会だけで対応しきれなくなった「不足しているサービス」を、地域住民のお互いの助け合いによって補完していくことが、これからの時代に必要であり、地域福祉の本質であると考えます。

地域の助け合い（相互扶助）は簡単にできることでは決してありませんが、一人でも多くの住民が行動に移せるよう、まずその意識を持ってもらうことから始める必要があります。社会福祉協議会が開催している「住民福祉座談会」は、参加者の多くが高齢者ですが、その話し合いの中で感じることは、地域を良くしようと考えている人は、少なくはあるが必ず存在するということ。その芽を少しずつ増やしていくことが、現在の地域での一番の課題とも考えられます。

Ⅱ. 山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の概要

(1) 計画の位置づけと性格

本計画は、社会福祉法 107 条により行政に策定することが求められている「地域福祉計画」と、地域福祉推進の中核団体また公益性を保った民間団体として同法に位置づけられた社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を合本して策定します。

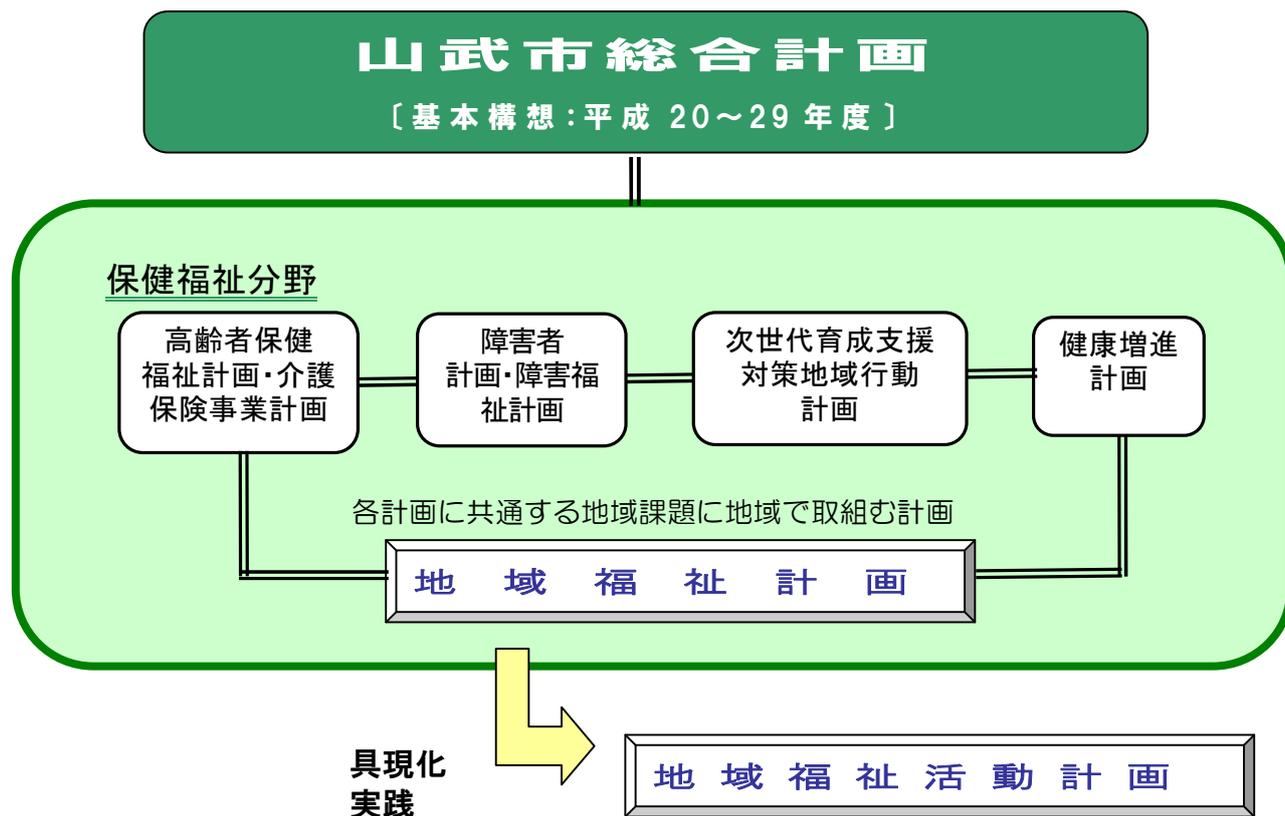
平成 12 年の社会福祉法の改正により「地域福祉の推進」がより明確化され、行政は公的サービスを提供するだけでなく、住民が自ら参加して地域の様々な生活課題を把握し、この課題を行政と住民が協働して解決する取組みを示した「地域福祉計画」を策定することが求められました。

地域にある課題を一番良く知っているのは地域住民自身であることから、この計画は地域住民の参加がなければ策定できないものとなっています。社会福祉法の改正以前より社会福祉協議会は住民の参加や公私協働により、地域のニーズ把握調査から始まり、課題解決のための計画策定、活動実施といった経過を踏みながら、住民のニーズにあった福祉事業を行う「地域福祉活動計画」策定を社会福祉協議会の基本機能として社会福祉活動を行ってきた経緯があります。福祉において行政と社会福祉協議会は補完、補強しあう関係です。また、それぞれの計画は地域住民の参加により策定され、推進されるという共通性と、めざすべき地域目標、生活課題、福祉資源の状況においても共有するものであることから、策定作業の効率化を図るためにも、また、内容の共有化を図るためにも、合本という形でまとめあげています。

この「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は地域の多くの方々に参加していただき、地域の中での地域課題を取り上げ、それらの解決する地域の仕組みづくりや、地域・行政・社会福祉協議会などの取組む役割分担を明確に計画の中に位置づけ、福祉を視点とした地域づくりを考えていこうとするものです。

またこの計画は、高齢者、障がい者、児童という対象ごとに策定されている計画と整合性を図りながら、それぞれを横断する計画とし、その範囲としては、保健・医療・福祉など生活関連分野すべてに関連するものとして策定します。

▼山武市地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置づけ



▼(参考)社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

▼(参考)「地域福祉活動計画策定指針」

(地域福祉活動計画)

地域福祉活動計画は、「社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関係する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画」である。

その内容は、「住民の福祉ニーズが現れる地域社会において、福祉課題の解決をめざして、住民や民間団体の行う諸々の解決活動と必要な資源の造成・配分活動などを組織だてて行うことを目的として体系的かつ年度ごとにとりまとめた取り決め」である。

—全国社会福祉協議会 地域福祉部 平成15年11月発行 より抜粋—

(2) 計画の期間

平成19・20年度を策定期間とし、計画期間は平成21年度を初年度として平成25年度までの5か年です。地域の状況、社会情勢の変化に対応していくため、年度ごとに地域福祉推進の評価と見直しをしながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

▼計画期間

平成19・20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
策定	計画期間(第1期)				

Ⅲ. 地域のとらえ方

(1) 地域福祉のとらえ方

生活圏としての地域、ボランティアやサービス提供事業者などの活動を中心とした福祉活動の地域など、住民の暮らしや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なりあいながら、地域住民相互のつながりや交流、助けあいなどが必要になります。

このような範囲を「地域」ととらえるとともに、市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は、市全体を地域をとらえることができます。また、高齢になると、外出機会が減少傾向となり、高齢者のとらえる地域は隣近所や区・自治会といったごく身近なものになります。

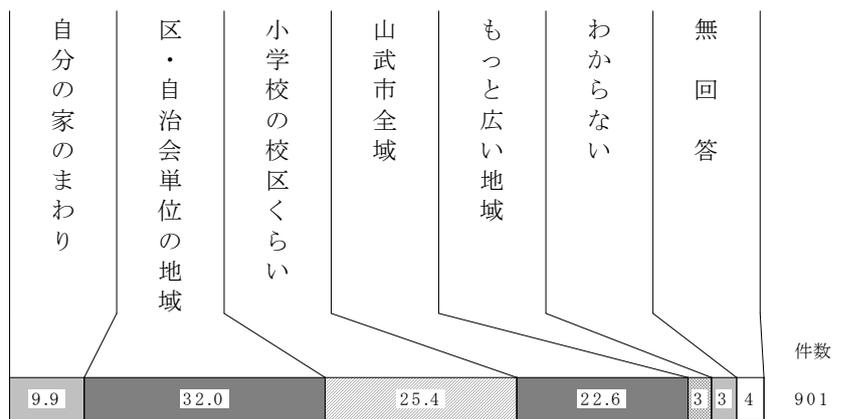
このように、地域は一定の範囲に限定できるものではなく、この計画では柔軟にとらえるものとします。

▼「地域」の考え方(アンケート調査より)

「区・自治会単位の地域」が32%とやや多く、「小学校の校区くらい」と「山武市全域」が続いて回答されている。

「区・自治会単位の地域」は年代が上がる则ち緩やかに上昇し、60歳以上では40%を超えている。「小学校の校区くらい」は30・40歳代でやや割合が高い。松尾地区の回答者は「山武市全域」が少なく、区・自治会単位など小地域でとらえている傾向がみられる。山武地区では「山武市全域」と「区・自治会単位の地域」の割合が他地区よりも高く、地域のとらえ方が分かれている。

問6 「地域」の考え方 [%]



		問6 「地域」の考え方 [%]							
		全体	自分の家のまわり	区・自治会単位の地域	小学校の校区くらい	山武市全域	もっと広い地域	わからない	無回答
年齢・性別	全体	901	89	288	229	204	28	30	33
		100.0	9.9	32.0	25.4	22.6	3.1	3.3	3.7
	18~29歳	154	21	34	38	46	5	7	3
		100.0	13.6	22.1	24.7	29.9	3.2	4.5	1.9
	30~39歳	164	12	42	58	39	5	8	-
		100.0	7.3	25.6	35.4	23.8	3.0	4.9	-
	40~49歳	150	14	50	47	33	4	2	-
		100.0	9.3	33.3	31.3	22.0	2.7	1.3	-
	50~59歳	194	17	73	56	40	4	3	1
	100.0	8.8	37.6	28.9	20.6	2.1	1.5	0.5	
60歳以上	205	23	86	27	44	10	9	6	
	100.0	11.2	42.0	13.2	21.5	4.9	4.4	2.9	
無回答	34	2	3	3	2	-	1	23	
	100.0	5.9	8.8	8.8	5.9	-	2.9	67.6	

(2) 地域福祉の推進

福祉ニーズは今後もさらに増大・多様化すると考えられます。高齢者分野では、介護が必要な人の割合の上昇が見込まれ、老々介護など介護環境の課題への対応、障がい者分野では、障害者自立支援法の施行による3障がいのサービスの一元化、日中活動と夜間の生活の場を区分して、地域と交わる暮らしの拡大を図ることが必要となります。次世代育成分野でも、保育サービスニーズの多様化、子育ての支援が必要な子どもの増加などが見込まれます。加えて、青少年や中高年層では、生活不安、ストレスの増大、家庭内暴力や虐待、ひきこもり等の新たな課題も顕在化しています。

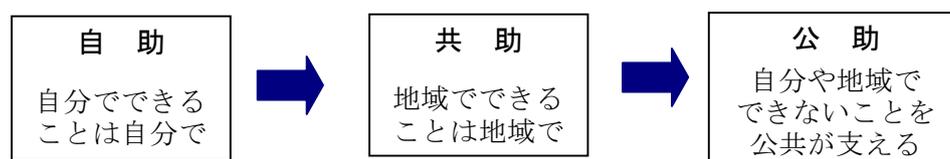
これに対応していくためには、行政やサービス事業者だけで対応するのではなく、分担したり連携しあって取組む手法が不可欠です。

まず第一に、住民の自助努力と、住民同士・地域での共助が行われ、自助や共助では対応しきれない部分を公的福祉サービスによる公助で補完するという原則を尊重していかなければ、地域力を持続していくことはできません。

▼地域福祉の推進

地域福祉の推進（社会福祉法第4条より）：

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



IV. 基本方向

(1) 基本視点

① 対象者横断的な施策展開（縦割り排除）の視点

「誰もが、ありのままに・その人らしく、地域で暮らすことができる」ことの実現を目的に、一人ひとりの状況に応じた手助けを展開する必要があります。現在、何らかの理由で福祉サービスを必要とする人は、高齢者を対象とする介護保険制度や障がい者を対象とする障害者自立支援制度等、何らかの公的制度の対象になっている人もいれば、なっていない人もいます。これらの人々が地域での生活を続けるためには、自分が本来の利用者として対象となっている制度のみならず、地域に存在するあらゆるサービスを選択できるようになることで、一人ひとりに応じた「オーダーメイド福祉」を実現することが求められます。

▼新たな地域づくりの方向

生活支援・相談・権利擁護は、対象者が誰であっても必要な基本施策であり、現在は公的制度の対象となっていない人にも不可欠です。

また、制度の垣根を低くする・対象者別の縦割りの弊害を排除するといった考え方は、福祉分野だけのものではありません。地域で生活をしていくうえでは、健康づくり・医療分野はもとより、様々な分野において、住民を中心に置いた縦割りの弊害を排除した施策展開が必要です。

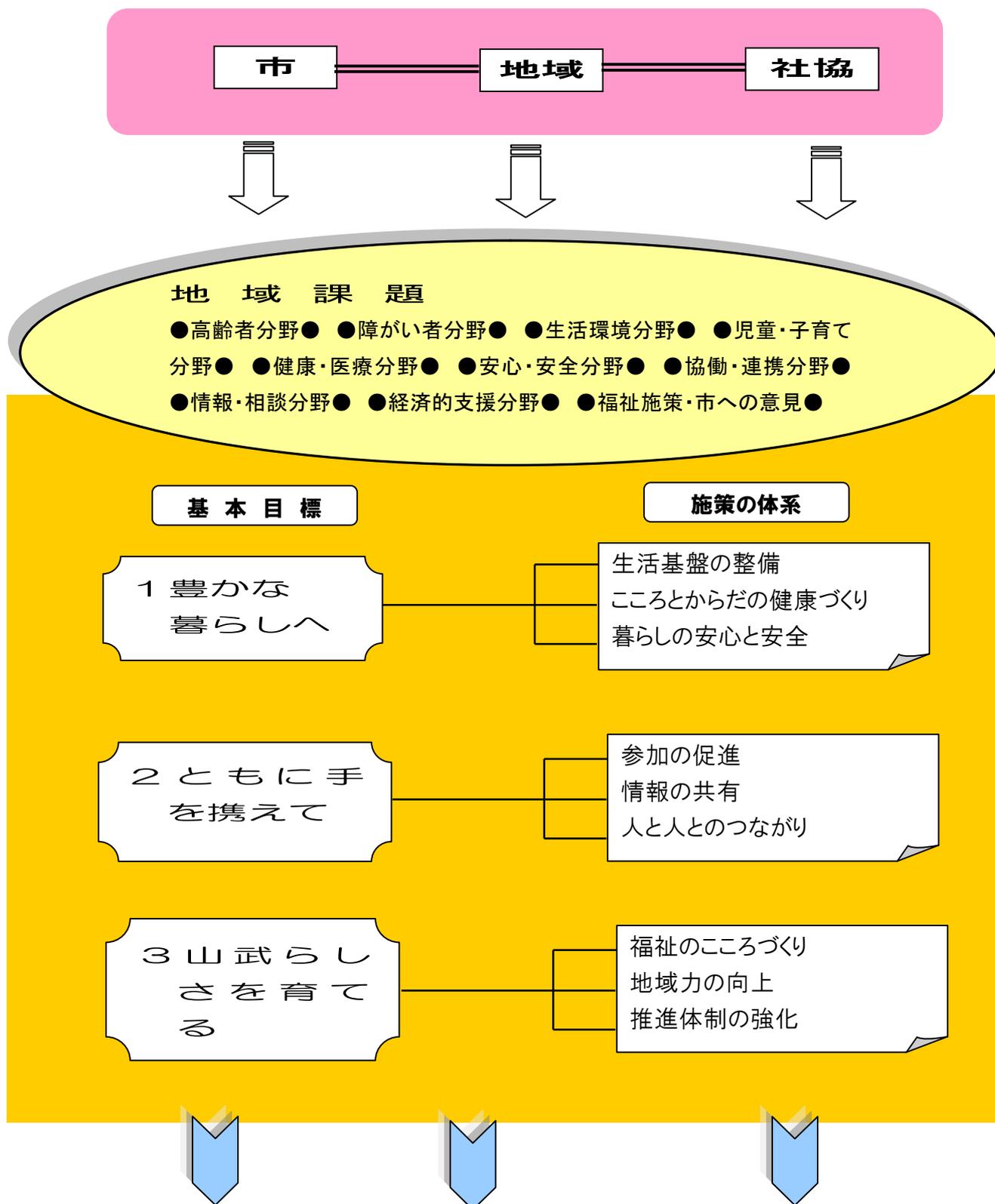
- 1) オーダーメイド福祉の展開（様々な制度間の相互乗り入れ）
- 2) 共通する課題に対する統一的な施策の組み立て
- 3) 制度間・対象者別施策間の隙間への対応
- 4) 家庭や地域における複合的問題への対処
- 5) 行政や地域における課題の共有

② 住民と市の協働による施策展開

施策を進めていく場合には、市のみで検討し、判断していくべきではありません。民間の様々な分野の方々の意見を聞きながら制度づくりや施策展開を図るべきであることは言うまでもありません。

市が案をつくって意見を求めるという関係ではなく、議論の出発点を地域からにして、地域の人々が活発な意見交換を行い、その議論の結果について、市が既存制度・施策との役割分担、予算措置の可能性等を考えながら、制度化・施策化していくという関係を想定しています。

(2) 計画の目標・施策



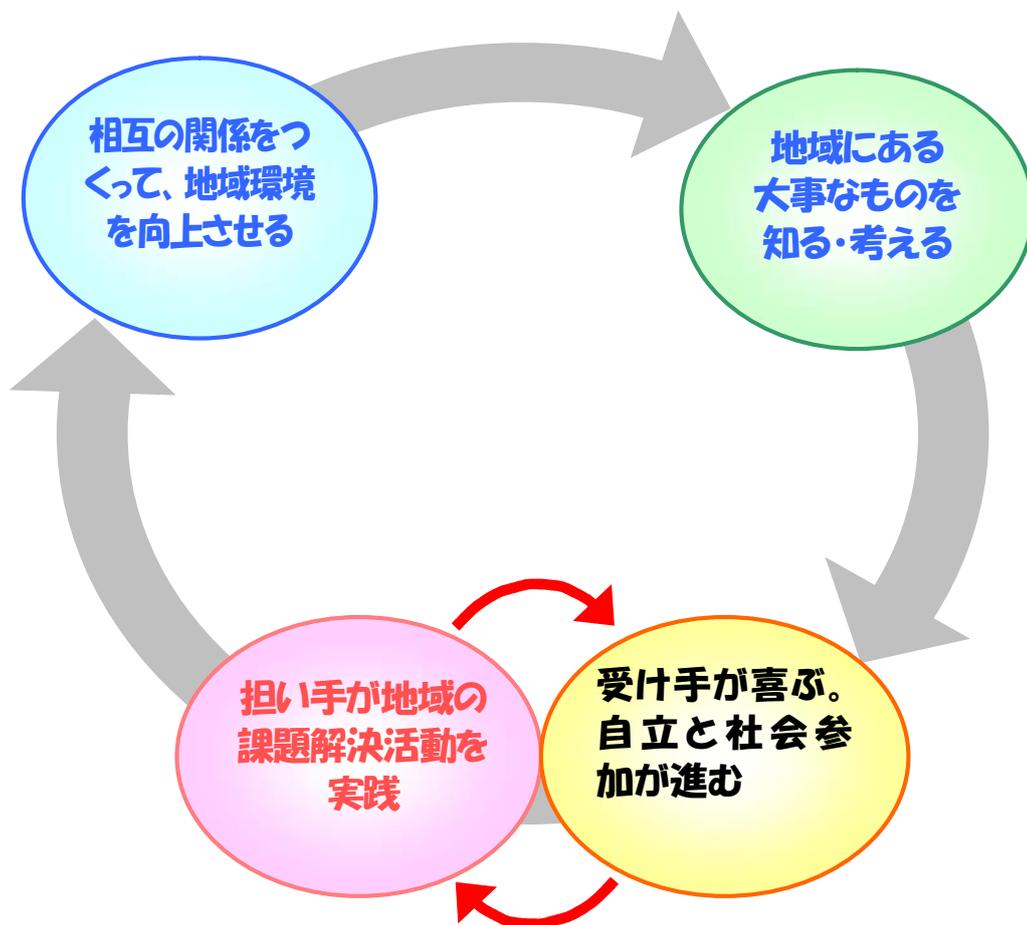
山武市のめざす地域の姿 の実現

基本理念： 一人ひとりが地域の力

(3) 計画の策定・推進の方策

計画の基本視点を前提に、以下のポイントをふまえながら策定し、策定後の施策の着実な推進を図ります。そして、この取組みが好循環を生み出し、市の思い描く地域の姿の実現に向けて波及していくことをめざします。

▼取組みが循環して地域力を育むイメージ



① 組織内部の合意形成

地域福祉計画を、分野ごとの施策を横につなげ、地域住民の参加や多様な関係機関との協働により総合的に社会福祉の充実を図れるような計画とするためには、組織内での議論を経た合意形成が不可欠です。

保健福祉部局だけではなく、教育や都市計画、住民参加推進など幅広い部局の職員から意見を集約する機会を設け、横断的な地域福祉推進をめざしました。

② 住民の声や思いを計画に反映させる

地域福祉計画、地域福祉活動計画は、地域福祉推進の主体である住民の参加を得て、地域課題に計画的に取り組むためのものであるからこそ、住民のニーズをきめ細かく把握することが重要です。このニーズが、計画の策定だけではなく、推進していくうえでも大きな拠り所になります。

そこで、市および社会福祉協議会では、市内を13地区に分け、地区ごとの住民のニーズを汲み取ることをめざしました。

③ 住民の実践につなげる

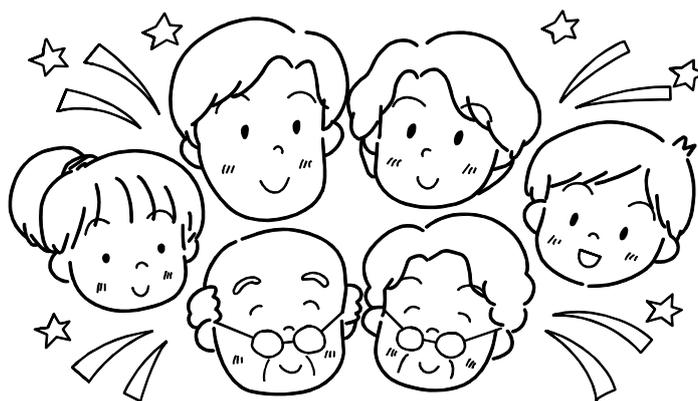
限られた人に対する福祉ではなく、そこに住む住民誰もが、自ら住むまちを安心して暮らせるまちにするために、地域課題を共有化し、その解決を考える過程が大切です。

住民と共に地域ニーズを把握し、共に解決をめざすような計画にする必要があります。

④ できることから着実に

「住民福祉座談会」は、3年間をかけて段階的に進めていく予定で、平成19年度は地域課題の掘り起こしを行いました。平成20年度には地域課題の整理と取組み方向の検討を行い、平成21年度から具体的な実践方策を展開していきます。段階を経ることにより、地区毎で取り組む課題や手法を考え、順序立てて取り組んでいきます。

また、市・社会福祉協議会の取組みについては、具体的な年次計画をたて、進捗状況を把握・点検しながら推進します。



地域課題への取組み（基本計画）

地域課題の解決に取り組んでいくために

平成 19 年度に実施した地域福祉に関する市民アンケート結果や、平成 19 年度から開催している住民福祉座談会で出された意見、地域の困りごとなどを洗い出し、地域課題として整理しました。（地域課題のまとめを参照）

そして、作業部会で実施している事業や取組みと地域課題を照らしあわせながら、地域課題への取組みを体系化し、山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標・施策の体系として示しました。これが、これから進めていく、山武市の地域福祉の方向であり、その経緯から、『はじめの一步 ～一人ひとりが地域のカ～』というキーワードが導きだされました。

地域課題のまとめ

アンケート結果、アンケートでの意見、住民福祉座談会で出された意見・課題・困りごとなどを対象別・分野別に区分したもの

地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標・施策の体系

出された地域課題について、作業部会で実施している取組みと照らしあわせ、今後の施策の方向を検討しながら、基本目標と施策を体系化したもの



山武市地域福祉計画・地域福祉
活動計画は、なぜ「はじめの一步」
なんですか？



だるまさんが転んだという遊びは、「はじめの一步！！」という掛け声からはじまります。
地域福祉計画・地域福祉活動計画の実践をはじめると今、この掛け声から地域福祉をはじめましょう。市と社会福祉協議会だけではなく、地域の住民の皆さんとともに手を携えて「はじめの一步！！」を踏み出します。

山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本目標・施策の体系

基本理念

一人ひとりが地域の力

基本目標	施策の体系	地域課題解決のための取組み
基本目標1 豊かな暮らしへ	1-1 生活基盤の整備	①公共交通網の整備 ②高齢者・障がい者等の外出支援 ③エコロジー、ごみ対策
	1-2 こころとからだの健康づくり	①健康づくりの推進 ②地域医療の確保 ③メタボ対策、食育の推進
	1-3 暮らしの安心と安全	①通学路、防犯灯の整備 ②防災対策と災害時の対応 ③地域防犯パトロール
基本目標2 ともに手を携えて	2-1 参加の促進	①就労支援と社会参加の促進 ②サークルの形成と仲間づくり ③世代間交流の実現
	2-2 情報の共有	①情報発信方法の拡充 ②情報の共有 ③集まる場所
	2-3 人と人とのつながり	①要援護者対策 ②地域コミュニティの充実 ③住民協働による行動
基本目標3 山武らしさを育てる	3-1 福祉のこころづくり	①福祉のこころづくり ②相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進 ③ボランティア活動の推進
	3-2 地域力の向上	①地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進 ②積極的な住民説明 ③山武方式の地域福祉の確立
	3-3 推進体制の強化	①住民の活動拠点整備 ②窓口サービスの充実 ③権利擁護の推進 ④民生委員・児童委員・福祉推進員の活動 ⑤市と市社会福祉協議会の体制整備



社会福祉協議会って
何ですか？



社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。

山武市社会福祉協議会は、平成 18 年 3 月の町村合併により、成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の社会福祉協議会が一つとなり山武市社会福祉協議会として新たに発足しました。



地区社会福祉協議会というの
は何をしているのですか？



人にやさしい住みやすいまちづくりをめざして市社会福祉協議会とともに活動していくために、山武市には 14 の地区社会福祉協議会があります。住民自身が自分たちの生活する地区の課題やニーズをとらえ、課題の解決に向けて一人ひとりが安心して暮らすことができる住みよい福祉のまちづくりに自発的に取り組む活動です。

山武市内の地区社会福祉協議会では、年間を通じて、友愛活動、世代交流、地域みまもり活動、貸出事業、募金活動、研修、地域福祉フォーラムなどの活動を行っています。

地域課題のまとめ(アンケート・住民福祉座談会・ヒアリングより)

→ 対象

↓ 困りごとの分野

	子ども	高齢者	障がい者	地域・市民
サービス・福祉・相談	<p>【保育サービス・子育て支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○働くママを支援するサービスを充実してほしい(就学前児童の休日、一時保育等)。 ○学童保育を充実してほしい(地区によってはない所がある、早朝・夕方などの時間を拡大してほしい)。 ○ひとり親家庭の抱える課題が複雑化している。 	<p>【介護保険サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入所できる施設が少なく、高齢化が進んで希望者が増えると思う。入所待機者が多い。 ○施設サービスの利用者負担が高い。 ○居宅サービスでは日中預かってくれるサービスやショートステイを充実してほしい。 ○家族の介護力が低下している。 	<p>【障害福祉サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○作業所の職員体制等に配慮してほしい。作業所への通所を保護者が送迎できない場合がある。 	<p>【相談・窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○気軽に相談できる、安心して相談できる窓口があるとよい。 ○手続きが大変になった。市役所の対応をよくしてほしい。出張所でも手続きできるとよい。 ○電話が直通になって待たされたり、たらいまわしされた。
ふれあい・交流・地域の支えあい	<p>【ふれあいの場・憩いの場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもと高齢者が一緒に過ごせる場があるとよい。(学校施設を利用してはどうか、学童保育に高齢者が関わってくるとよい、子どもと高齢者が一緒に過ごせる公園等がない) 	<p>【ふれあいの場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の集いの場、話をする場があるとよい。近所に憩いの場がない。 ○ひとり暮らし・高齢者世帯を定期的に訪問し、相談に乗ってあげられる活動が必要だ。どのように関わればよいのか。 ○敬老会等の行事が少なくなった。 <p>【子どもとの交流】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と子どもがふれあう場が少ない。一緒に過ごせる場がない、少ない。 ○ふれあいの場に公共施設の空き室等を活用できないか。 ○子ども教室に高齢者が参加したり、関われないか。 ○高齢者を支えるボランティアの活動の場をもっと増やせないか。また、高齢者に保育補助などのボランティアをしてもらえないか。 	<p>【ふれあいの場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○憩いの場が近くにない。 ○地域の行事等に障がい者自身も参加したいと考えている。情報提供や参加を支援してほしい。 ○民生児童委員等地域の人、他の団体など横のつながりを広げて連絡できる体制をつくってほしい。 	<p>【交流の場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域での行事や多世代と一緒に過ごせる居場所をつくってほしい。 ○地域の中に自然に集まれる場があるとよいと思う。高齢者も障がい者もみんな集まれる場、出会える場、交流する場があるとよい。 <p>【地域活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分の地区の民生委員がわからない。相談したくてもわからない。どこで調べればよいのか。 ○市内で地域の活動が行われていることを知らなかった。やれることがあれば参加したい。 ○地域と行政で協働して対応していかなければ解決できない課題が増えていると思う。
健康・医療	<p>【病院・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小児科の診療体制が不安。夜間なども。 ○児童の医療費の助成をしてほしい。 	<p>【健康づくり・介護予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の集いの場があるとよい。 ○体力づくり、身体を動かす場所・機会がない、少ない。 ○心の健康づくりや閉じこもりがちな人への働きかけをどのようにしていくか。 ○老いても健康でいられるように、病気にならないようにするための健康教育をしてほしい。高齢者が参加しやすい教室を開いてほしい。 <p>【病院・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療費等の負担が増えている。 		<p>【健康づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自ら健康づくりができるように啓発してほしい。 ○地域で健康づくり活動があるなら参加したい。 ○休みの日しか運動などができないので、気軽に取り組めることを教えてほしい。 ○近くに健康づくりに取り組める施設がない。(散歩なども含め) <p>【病院・医療】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成東病院が今後どうなるのか不安である。健全な経営をしてほしい。近くで安心できる病院にしてほしい。 ○救急体制が不安、休日担当医の範囲が広すぎる。夜間救急体制を確保してほしい。 ○病院の待ち時間が長い。休日に受診できない。
情報・広報		<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険の情報、認定の手続きなどの情報を知りたい。 ○健康づくりの施設、実施している講座がわからない。 		<p>【情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康に関する情報、地域の情報が少ない。サービスの利用方法が知りたい。 ○情報提供を充実してほしい。もっとわかりやすく知りたい。 ○回覧板等で知らせてほしい。広報で紹介してほしい。パンフレット等を活用してほしい。 ○地域活動の情報が少ない。行政がもっとアピールすべきだ。 <p>【広聴活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政は地域の声をもっと聞いて進めるべきだ。

	子ども	高齢者	障がい者	地域・市民
生活環境・ 利便性・ 安心・安全	<p>【通学路・登下校時の安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通学路の整備、歩道を設置してほしい。 ○通学路に外灯がない、草刈をしないと見通しが悪い所がある。 ○通学路が危ない。(踏切・道路・車) <p>【遊ぶ場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学生・小さい子どもが遊べる公園がない。遊びに行ける所がない。 <p>【登下校時の安全対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○登下校時に地域の見守り活動があるとよい。 	<p>【外出支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らし・高齢者世帯の外出が難しい。支援策がないのか。(買物・通院など) ○巡回バスをもっと利用しやすくしてほしい。 <p>【道路・歩道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道がない、ガードレールがない所が多く、歩いていて危ない。 <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ひとり暮らしの方の災害時の対応が不安だ。 	<p>【外出支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○移動支援が必要。 ○巡回バスを利用しやすくしてほしい。 <p>【道路・歩道等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○駅・駅周辺施設(トイレ、通報装置等も含めて)を改善してほしい。 ○道路・歩道の改修、設置の際は障がい者の利用に配慮してほしい。 <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時のことが不安である。対応・連絡体制について検討してほしい。 ○災害予防対策として、障がい者の状況を把握しているのか知りたい。避難を指導してもらいたい。 	<p>【公共施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者が気軽に集まれる場、交流の場がほしい。 ○気軽に運動できる所がない。 ○公共施設の空き室を利用して高齢者と子ども達の交流の場をつくってはどうか。 ○学校施設等や開いている公共施設を地域に開放できないのか。有効利用されていない。 ○安心して遊べる公園、身体を動かせる公園がない。 ○公園内に危険遊具や危ない所がある。 <p>【外出・道路環境等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通院・買物等高齢者の移動手段がない。市内巡回バスを走らせてほしい。 ○道路が狭い、歩道がないところがある。 ○駅周辺が整備されていない、路上駐車が多い。 ○草木が手入れされれない、外灯やガードレールがない。 ○ゴミの捨て方がバラバラだ。収集方法を変えてほしい。 ○臭気など生活環境問題。犬の糞の始末をしない人がいる。 <p>【防災】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水害が不安だ。対応方法を教えてほしい。水路を監視してほしい。 ○防災行政無線を増やしてほしい。聞きにくいところがある。防災無線で情報を流してほしい。 ○災害時に市内は備蓄があるのか。防災地図はないのか、各戸に配布してほしい。 ○災害時の避難場所、経路、連絡方法がわからない。 ○要援護世帯を把握して災害時等に活用できるようにした方がよい。 ○地区に安全な場所があるのかわからない。地区で防災訓練をしてほしい。 ○消防団員の確保に地域が協力してほしい。 ○要援護者把握、連絡体制など災害予防対策を充実してほしい。 <p>【防犯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防犯活動に携わる側にも意識啓発が必要。 ○防犯灯が設置されていない箇所がある。(通学路も含め) ○登下校時の子どもの安全確保が大きな問題になっている。下校時間に地域でパトロール活動ができないか。見守りボランティアをつくってはどうか。
その他		<p>【社会参加・就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の働く場所を多くしてほしい。シルバー人材センターにやってもらうことを増やしていくべきだ。 ○高齢者達が取り組んでいる趣味活動等を支援してほしい。 ○保育の補助や運転等、ボランティアをしたい。 ○ゴールドクラブでは、単位クラブのリーダーになってくれる人がいない、会員を確保するのが難しいという課題がある。 	<p>【社会参加・就労】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自立を促進する取組みを進めてほしい。 ○就労に関する支援(情報提供、交通、就労支援など)を充実してほしい。 ○障がい者の団体では役員の後継者不足と会員の確保が課題となっている。 	<p>【産業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業の後継者不足、農地の有効活用という課題がある。 ○商店街の活性化が進めにくい。 <p>【福祉の心づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもの頃から福祉教育、挨拶運動を地域で進めていくことが大事。地域の行事などで大人が地域の子どもの関わっていくことも重要。

基本目標 1 豊かな暮らしへ

取組み方針

〔具体的な地域課題〕

住民の声・困りごと

- 巡回バスや路線バスなどの公共交通手段が利用しにくい。
- （運転できなくなった場合も含めて）高齢になって外出手段がない。通院や買物が不便。
- 障がい者の社会参加を支援してほしい。
- ごみの出し方がバラバラだ。収集方法を変えてほしい。
- 健康づくりの事業に参加したいが、どこでやっているのかわからない。
- 近くに健康づくりの施設がない。
- 身近な病院が今後どうなるのか不安。救急体制の充実もお願いしたい。
- 通学路など道路に歩道がない。歩道で狭いところがあって危ない。
- 災害時のことが不安、避難体制や災害情報について知らせてほしい。
- 防犯灯がないところがある。
- 子ども達が安全に登下校できるか、地域で見守るべきではないか。

〔取組み方針〕

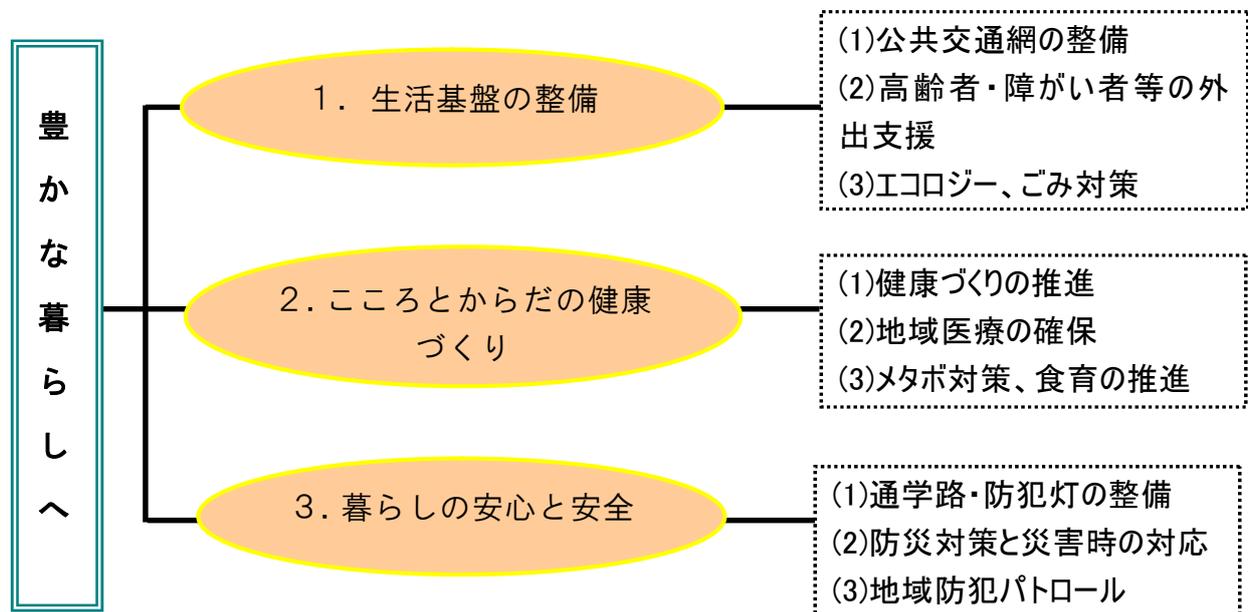
これからも住み続けたいという住民の気持ちを実現できるように、住民の理解と協力を得ながら、豊かな暮らしの基盤と環境づくりを推進します。

推進方向

基本目標

施策の体系

地域課題解決のための取組み



基本目標 1 - 1. 生活基盤の整備

(1) 公共交通網の整備

地域での取組み

取 組 み
巡回バス、路線バス、電車など公共交通をもっと利用しましょう。
市ホームページで、巡回バスやシャトルバスの時刻表を掲載しています。もっと活用しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①巡回バス事業	⇒ひとり暮らし・高齢者のみの世帯の増加を勘案し、巡回バスの利用を促進します。 ⇒バスで参加できる行事や講座等の開催を検討します。
②定期路線バス運行補助事業	⇒通院など日常生活の足として路線バスの運行を継続して補助します。
③「山武市地域公共交通総合連携計画」の推進	⇒住民の日常生活の足となる地域公共交通を総合的に連携させるため、「山武市地域公共交通総合連携計画」を策定し、これに基づき公共交通活性化等の方向性を明確にし、定期的に成果を点検しながら推進します。

関連施策

⇔ 1-1-(2) 高齢者・障がい者等の外出支援

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
①巡回バス・路線バスの利用促進	⇒バスで参加しやすい行事・講座等の開催を検討します。	実 施	→				
			評 価				
②交通安全や移動に関する話題の提供	⇒高齢者世帯の増加等を踏まえ、地域住民との話し合いの中で移動に関し、市に公共交通機関の充実を働きかけます。	実 施	→				
			評 価				



山武市巡回バス

(2) 高齢者・障がい者等の外出支援

地域での取組み

取 組 み
高齢者や障がい者の社会参加を支援するサービスについて知りましょう。
福祉輸送サービスの担い手の確保に協力しましょう。
高齢者の便利帳を活用しましょう。
乗り合わせで外出できるような地域コミュニティ(近所づきあい・友達)を作りましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①福祉タクシー利用助成事業(地域生活支援事業)	⇒障がい者の社会参加を促進するため、移動支援サービスを継続して実施します。
②福祉輸送サービス運営事業	⇒社会福祉協議会で実施しており、外出が困難な要介護認定者など必要な人が適切に利用できるように努めます。
③移動支援事業	⇒屋外での移動が困難な障がい者の自立生活や社会生活を促すため、外出の支援を実施します。

関連施策

- ⇔ 1-1-(1) 公共交通網の整備
- ⇔ 2-1-(1) 就労支援と社会参加の促進
- ⇔ 2-3-(3) 住民協働による行動



福祉車両貸出による移動支援

社協の取組み

施策	取組み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備考	
① 生活上の外 出支援	⇒住民の協力による福祉 輸送サービスにより、移動 困難者を支援します。	協議 実施	➔				福祉輸送サ ービス	
	⇒障がいのある方等のため、スロープや寝台付き車 両の貸出しを行います。	実施	➔				福祉車両の 貸出し	
	⇒福祉関係団体等を行う 社会参加事業を支援する ためマイクロバスの貸出 しを行います。	検討 実施	➔				車両の貸出 し	
	⇒車いすの貸出しを行いま す。	実施	➔				福祉機器の 貸出し	
	⇒介護サービス事業及び 自立支援事業により外出 (お散歩)を支援します。	検討 実施	➔				ホームヘル パーの派遣	
② 外出支援ボ ランティアの 育成	⇒外出支援ボランティア を育成し、外出イベントの 企画実施を支援します。	検討 (新規)	実 施	➔				外出支援ボ ランティア育成 支援
③ 外出困難者 への支援体制 づくり	⇒市商工会、地域の商店等 と連携を図り、ボランティ アによる日常生活用品の 配達等、買物支援を検討・ 実施します。	調査 協議 (新規)	実 施	➔				外出困難者 生活支援
	⇒住民参加型在宅福祉(家 事援助)サービスにより、 買い物代行や散歩の付き 添いを支援します。	検討 実施	➔				住民参加型 在宅福祉家 事援助サービ ス	

(3) エコロジー・ごみ対策

地域での取組み

取 組 み
分別方法、ごみの日などごみの出し方のルールを家族にも伝えて、みんなで守るようにしましょう。
ごみを減らすことを意識したり、無駄がないように工夫しましょう。
バスや電車などの公共交通を利用したり、節水は、自分が身近にできる環境対策です。身近なことから少しずつ取組みましょう。
環境美化活動やリサイクル活動に参加・協力しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①ごみゼロ運動・リサイクル運動	⇒家庭ごみの出し方のチラシを活用し、共通ルールの定着、ごみに関する意識の向上を図ります。 ⇒ごみ集積箱の設置を促進します。 ⇒ごみの減量化に向けて、段ボール・雑誌等古紙類の分別を進めます。
②不法投棄防止対策事業	⇒不法投棄は地域からの通報と環境パトロールにより、防止対策を推進します。
③地球温暖化防止対策事業	⇒市・事業者・住民それぞれが問題意識をもって協力しあい、地球温暖化の防止に取組めるように、計画を作成して進めます。
④生活環境・環境美化活動	⇒犬の糞の始末も含め、飼い主のマナー向上を図ります。 ⇒臭気対策は地域からの通報と環境パトロールにより、対応していきます。

関連施策

- ⇔ 3-1-(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-1-(3) ボランティア活動の推進

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
①環境美化活動の支援	⇒市ゴールドクラブ連合会、地区社会福祉協議会の環境美化活動を支援します。	実施	→				
				評価			
②アルミ缶等の回収	⇒アルミ缶、古紙、牛乳パック等の回収活動を促進します。	実施	→				
				評価			
③環境問題への取組み	⇒市福祉作業所で生産している「EMぼかし」の利用促進のため、啓蒙活動を進めていきます。	実施	→				
				評価			
④環境ボランティアの育成・活動支援	⇒エコリーダー、ボランティアを育成し、住民に対する啓発活動を推進します。	検討 (新規)	→				環境 ボラン ティア 育成 支援
	⇒住民協働による環境問題に関する活動を支援します。	実施	→				
				評価			



ごみゼロ運動・リサイクル運動

基本目標 1-2. こころとからだの健康づくり

(1) 健康づくりの推進

地域での取組み

取 組 み
各地区で身体を動かしたり、健康づくりを支援する教室があることや、健康増進施設の活用方法を知りましょう。市の広報やホームページのお知らせ、保健事業案内を見て、気軽に参加してみましょう。
運動公園や市内名所旧跡めぐりのウォーキングコースなど、身近な場所が運動の場となります。運動が健康づくりに大切なことを理解し、日常生活に習慣づけられるようにしましょう。
健康づくりの大切さを知り、地域で何ができるのかを考えて、実践しましょう。そして、そのことを家族や地域の人に伝えたり、住民の健康づくりを支援する活動に参加しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①さんぶの森元気館・蓮沼健康増進室等での各種健康づくり事業	⇒さんぶの森元気館・蓮沼健康増進室において各種運動教室を提供し、住民の健康増進を図ります。 ⇒公民館等身近な施設で健康づくり事業を展開します。
②介護予防事業	⇒地域の高齢者が自ら介護予防に向けた活動に取組めるように、健康教育・健康相談等を実施して介護予防に関する普及啓発を行います。 ⇒特定高齢者を対象として、《体力・栄養・食事・閉じこもり・認知症・うつ病》などの項目について、改善するための教室や健康相談などを行います。
③生涯を通じての健康づくり事業	⇒住民が受けやすい健康診査やがん検診について工夫し、病気の早期発見・早期治療はもとより、病気にならないように積極的に啓発を行います。 ⇒子どもから高齢者までの住民一人ひとりのライフステージにあった健康づくりを支援するため、様々な健康づくりの講座を開催し、こころとからだの健康について啓発します。 ⇒スポーツ事業等は指導者の確保を図り、気軽のできる軽スポーツ教室の拡充をめざします。
④相談支援事業	⇒こころに悩みを持っている障がい者と家族のための無料相談窓口を開設します。

関連施策

- ⇨ 1-2-(3) メタボ対策、食育の推進
- ⇨ 3-2-(2) 積極的な住民説明

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 小地域健康づくり体制の支援	⇒小地域でのサロン活動が活発になるよう支援し、参加しやすい体制づくりと、ボランティアの育成に努めます。	検討実施		評価	→		小地域サロン育成支援
	⇒高齢者を中心に、健康増進と生きがいづくりを促進する教室を開催します。	実施		評価	→		加齢活動やゴールドクラブ活動で開催
② 介護者への支援	⇒介護をしている方等を対象に、心身のリフレッシュを図る相談会や交流会を開催します。	検討実施		評価	→		介護者リフレッシュ事業
	⇒基本的な介護知識や介護予防についての教室を開催します。	検討実施		評価	→		家族介護教室・みんなの介護スクール
③ よろず相談窓口の開設	⇒気軽に何でも相談できる窓口の充実を図ります。	実施		評価	→		心配ごと相談・弁護士相談
④ 精神保健分野への取組み	⇒市や関係機関等と連携し、精神保健分野に関する啓発活動を推進します。また、こころのボランティアを育成し、こころに悩みを持つ方やその家族の支援に努めます。	検討実施		評価	→		精神保健ボランティア育成支援

(2) 地域医療の確保

地域での取組み

取 組 み
緊急時以外の時間外診療・救急外来の適切な利用にこころがけましょう。
かかりつけ医をもちましょう。緊急時の対応について、かかりつけ医と相談しておきましょう。
夜間救急診療所や救急体制、休日当番表は、市広報・ホームページにもでていますので、家庭で皆さんが把握するようにしましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①医療体制の確保	⇒国保成東病院の経営改善により診療体制を確保して、医療サービスが提供できるように取組みます。
②救急体制の確保	⇒各機関と連携し、夜間救急診療所の運営及び救急輪番体制の確立に努めます。 ⇒ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯等には、緊急通報装置を設置しており、適切な利用と緊急時の適切な対応に努めます。
③地域医療の周知	⇒住民がかかりつけ医を持つことの必要性を理解できるように取組みます。 ⇒救急医療の状況を提供することにより、適正な救急医療を受けられる環境づくりに取組みます。 ⇒自己管理や家庭での対処法（看護・介護）の普及を図ります。

関連施策

- ⇔ 3-1-(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-2-(2) 積極的な住民説明

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 住民に向けた情報提供と知識づくり	⇒住民を対象に基礎的な救急・応急法の講習等を実施します。	実施		評価			日本赤十字社山武市地区事務局
	⇒ボランティアを対象に普通救命講習等を実施し、活動時の安全管理能力と意識の高揚を図ります。	実施		評価			ボランティアのための救急救命講習
	⇒医療機関や福祉関係機関と連携し、住民に向けた情報の提供に努めます。	実施		評価			



救急救命講習

(3) メタボ対策、食育の推進

地域での取組み

取 組 み
健診・がん検診を定期的に受診しましょう。家族に受診を勧めましょう。
季節感のある食物、地域の産物を知り、地産地消を進めましょう。また、野菜をたくさん食べるようにしましょう。
自分の健康、家族の健康を考え、生活習慣や食習慣を見直しましょう。
いろいろな健康教室に参加し、家族みんなで健康になりましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 特定健診・特定保健指導事業	⇒糖尿病や脳血管疾患などの生活習慣病の原因となるメタボリックシンドロームに着目した健康診査と保健指導を実施します。
② 食育事業	⇒子どもから高齢者まで食に対する正しい知識が深められるよう、また地産地消が進むように、様々な場面・機会に関係機関や団体と連携して食育を推進します。 ⇒3食きちんと食べる食生活を推進します。 ⇒「食事バランスガイド」の普及啓発を実施します。
③ 健康増進計画の推進	⇒健康増進計画に基づき、住民の健康づくりを具体的に推進していきます。

関連施策

⇔ 1-2-(1) 健康づくりの推進



社協の取組み

施 策	取 組 み	平成	平成	平成	平成	平成	備 考
		21年	22年	23年	24年	25年	
① 健康的な食環境づくり	⇒基本的な食事づくりや健康づくりを促進するため、男性を対象とした料理教室を実施します。	検討実施		評価			おとこの料理教室
	⇒在宅で介護をしている方や関心のある方へ介護食の講習会を実施します。	検討実施		評価			家族介護教室
② 安定した食生活の確保	⇒主に公的サービス利用外の65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、小さな子どもがいる世帯で、援助が必要な方に、家事援助サービス事業の協力会員を有償で派遣し、食事づくりを支援します。	検討実施		評価			住民参加型在宅福祉家事援助サービス
	⇒食生活の確保が困難なひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障がい者世帯の方へ、定期的に有償で食事を届けます。	検討実施		評価			有料配食サービス
③ 専門職との連携	⇒保健師や管理栄養士等と連携し、各種事業を実施します。	実施		評価			

基本目標 1－3. 暮らしの安心と安全

(1) 通学路、防犯灯の整備

地域での取組み

取 組 み
身近な地区のなかで、危ないと感じる場所や施設、高齢者や障がい者、子どもづれの利用に配慮されていない施設等を日頃から気につけ、機会があったら地域の人に知らせたり、話し合ったりしましょう。
『一人ひとりの目が安全をつくる』地区の学校と連携した見守り活動に参加・協力しましょう。
地区内のあいさつ運動等に参加・協力しましょう。
犬の散歩の時間を子どもたちの登下校時間に合わせる等、自分達でできる見守り活動をはじめましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 通学路等の道路の改善・整備の促進	⇒地域の実情に応じて、通学路には優先的に歩道を設置するなど、バリアフリーに配慮した整備を行います。このため、現地調査を行い、重要性・緊急性を考慮しながら順次整備を促進します。 ⇒地域からの情報、巡視等により、道路の雑草の除去など道路環境を保つため、所有者への依頼と、市での対応に努めます。
② 防犯灯維持管理事業	⇒安全で安心なまちづくり推進条例に基づき、地域からの要望等に対し、防犯灯の設置と修繕、交通安全施設の設置等を行います。
③ 防犯対策事業	⇒小学校入学時に防犯ブザーを全員に配布します。
④ 学校安全対策推進事業	⇒子どもが安全に登下校できるように、学校支援ボランティアやスクールガードリーダーによる登下校指導や通学路の巡回等と、地域の見守り活動の拡充を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3-(3) 地域防犯パトロール
- ⇔ 2-2-(2) 情報の共有

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 地域の見守り活動体制づくり	⇒学校、PTA、教育委員会、警察等と連携し、積極的に見守り活動の体制づくりに協力します。	実施	→				
	⇒見守り活動者に対しボランティア活動保険への加入、ネットワークづくりを促進します。	実施	→				見守り (安全) ボランティア 支援
	⇒地区の危険な道、場所など、自らの地区の安全を考える活動を積極的に支援します。	実施	→				
				評 価			
				評 価			
				評 価			



交通安全活動

(2) 防災対策と災害時の対応

地域での取組み

取 組 み
広報や市ホームページの防災情報に日頃から目を通しておきましょう。
自主防災組織の活動や福祉マップづくりなどに参加しましょう。
消防団の加入を推進しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 防災対策の推進	⇒「山武市地域防災計画」に基づき、風水害・震災の予防・応急対策を推進します。
② 防災行政無線運用事業	⇒屋外支局の保守・点検と、個別受信機の貸与により、聞きにくい箇所等を解消します。
③ 自主防災組織育成事業	⇒地域等を基盤にした自主防災組織を育成し、避難訓練等の活動を支援します。
④ 消防団運営事業	⇒消防団活動の活性化を図ります。

関連施策

- ⇔ 2-2-(2) 情報の共有
- ⇔ 2-3-(1) 要援護者対策
- ⇔ 2-3-(2) 地域コミュニティの充実
- ⇔ 3-1-(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進



社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備 考
①防災ネットワークづくり	⇒市と連携し災害時に支援が必要な住民の把握に努めるとともに、要支援者の安否確認をするためのしくみづくりを進めます。	実施					
	⇒市、団体、個人等の連携を促進し、日頃から災害ボランティア活動に関する共通理解を深め、被災者の生活支援・自立と地域復興につながる活動ができるよう、ネットワークを構築します。	検討(新規)	協議	実施			
②住民主体による防災活動の推進	⇒日本赤十字社山武市地区活動を支援します。	実施					日本赤十字社山武市地区事務局
	⇒市と連携して住民に対し、防災・減災及び災害時の対応に関する学習会や広報活動を行い、防災意識の啓発を行います。	検討(新規)	実施				「福祉のこころづくり講座」の開催
③被災者への対応	⇒災害に関する相談窓口を設置します。	実施					
	⇒市と連携し、救援物資、見舞金の支給を行います。	実施					
	⇒指定管理施設である成東老人福祉センターは広域避難場所に指定されているため、災害時の支援体制を確立します。	実施					
	⇒市と協議して、災害援護物資を確保するため、日本赤十字社災害援護備蓄倉庫の設置を検討します。	実施					
④災害ボランティア活動の支援	⇒研修、訓練等を実施し、災害時に具体的な活動ができる災害ボランティアを育成します。また、活動を支援するための資金や物資の確保に努めます。	実施					評価

(3) 地域防犯パトロール

地域での取組み

取 組 み
『一人ひとりの目が安全をつくる』地域の安全活動に参加・協力しましょう。
地区内のあいさつ運動等に参加・協力しましょう。
犬の散歩の時間を子どもたちの登下校時間に合わせる等、自分達でできる見守り活動をはじめましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①防犯パトロール事業	⇒防犯協会、防犯パトロール隊、青少年育成市民会議等の関係機関と連携し、地域の見守り活動の拡充を図ります。
②市防犯協会支援事業	⇒防犯協会の活動を支援します。

関連施策

⇔ 1-3-(1) 通学路、防犯灯の整備



「一人ひとりの目が安全をつくる」地域の安全活動

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 地域の見守り活動体制づくり	⇒学校、PTA、教育委員会、警察等と連携し、積極的に見守り活動体制づくりに協力します。	実施	→				
				評価			
② 地域の見守り活動の推進	⇒見守り活動の重要性を住民に啓発するとともに、住民相互の取組みを推進します。	実施	→				
				評価			



子どもみまもり隊の活動



住民福祉座談会って
何ですか？



地域課題の把握と地域住民の力で課題解決を進めていくために、市内 13 小学校の小地域で開催している住民会議です。
ぜひ、参加しましょう。

基本目標 2 とともに手を携えて

取組み方針

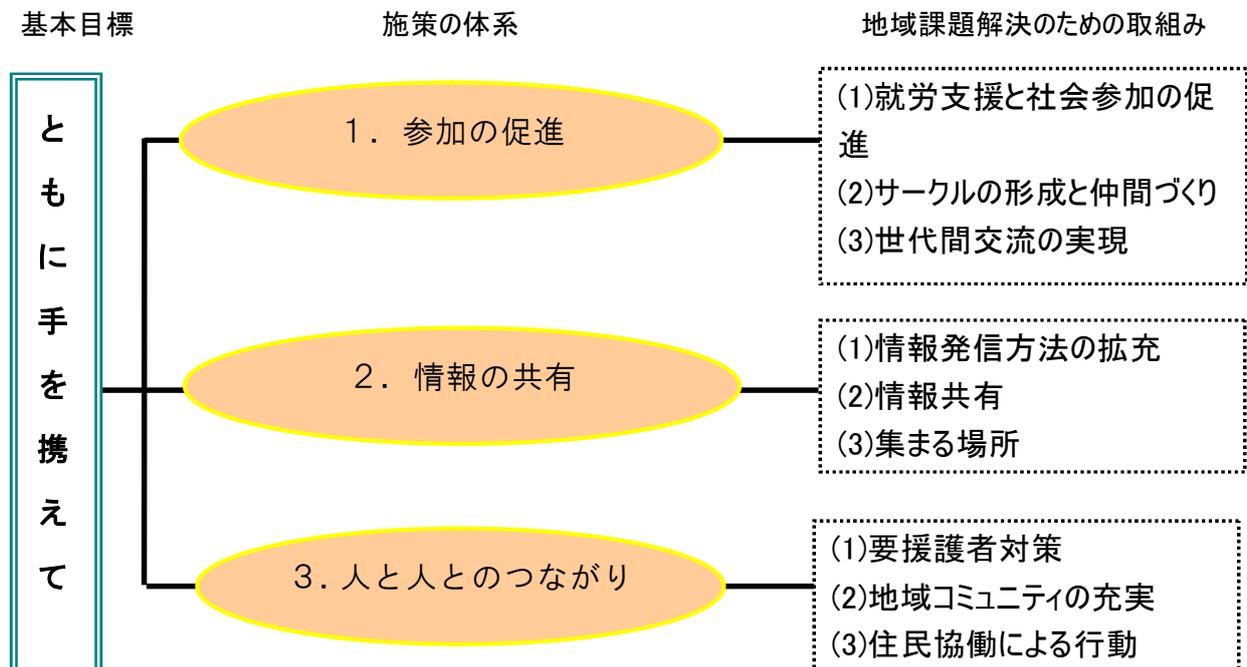
〔具体的な地域課題〕

- 住民の声・困りごと
- 障がい者の就労を支援してほしい。地域の活動にもっと参加したい。
 - 高齢者の働く場・活躍する場を拡充してほしい。
 - 子どもと高齢者が一緒に過ごしたり、交流する機会があるとよい。
 - 地域に憩いの場がない。
 - 地域で多世代が参加できる行事をもっとやってほしい。行事などで地域の人と知り合って、つながりができると思う。
 - 地域の情報が入ってこない、健康に関する情報が少ない。
 - もっとわかりやすく知らせてほしい。
 - 災害時に支援が必要な人がいると思う。どのように支援すればよいのか。
 - 地域と市で一緒に取組まないと解決しない問題がある。地域の中で支えあいの活動が大切だと思う。

〔取組み方針〕

身近な地域のこと、地域の人を知り、ともに手を携えて支えあう仕組みづくりをめざします。このため、情報の提供や参加のきっかけづくりなどに取組み、様々な住民の活動への参加を促進します。

推進方向



基本目標 2－1. 参加の促進

(1) 就労支援と社会参加の促進

地域での取組み

取 組 み
高齢者の経験を活かせる場、障がい者が担えることはたくさんあって、かけがえのない地域の力であることを知りましょう。
高齢者や障がい者が身近な地域、職場などで就労できるように支援しましょう。
シルバー人材センターの活動や、市福祉作業所の活動に関心を持ちましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①福祉作業所の管理運営、施設整備事業	⇒指定管理者制度により、市内3か所の福祉作業所の管理・運営を行います。 ⇒障がい福祉サービスの新体系へ移行し、利用者の就労につながるように事業を展開するとともに、必要な施設の整備を行います。 ⇒市福祉作業所の授産品を展示・販売する場の拡充、就業の相談等に取り組めます。
②高齢者の働く場・活躍の場の拡充	⇒公共職業安定所等の紹介と、シルバー人材センター利用案内について、情報提供を拡充します。 ⇒シルバー人材センターに市内の環境保全事業を委託しています。シルバー人材センターの職種と受注数の増加に向けた取組みを支援します。 ⇒高齢者が福祉サービスの担い手等として、活動が広がるように取り組めます。

関連施策

- ⇔ 1-1-(2) 高齢者・障がい者等の外出支援
- ⇔ 2-1-(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-1-(3) 世代間交流の実現

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成	平成	平成	平成	平成	備 考
		21年	22年	23年	24年	25年	
①福祉作業所の運営管理の充実	⇒指定管理者として、市と連携し、事業を推進します。	実施	→				
	⇒利用者に対し、就労に向けた情報の提供や訓練を実施していきます。	実施	→				
	⇒福祉作業所作製物品等の展示・販売する場の拡充を図ります。	実施	→				
②住民の力を活かす取組み	⇒団塊の世代や高齢者等が参加しやすい事業やイベントを、より積極的に企画します。	実施	→				
	⇒団塊の世代や高齢者等の経験を活かし、担い手として活躍できる場づくりに努めます。	実施	→				
③介助ボランティア・就労支援ボランティアの養成	⇒福祉施設・団体等と連携をとり、障がい者の就労や社会参加を促進するための支援を行うボランティアの養成に取り組めます。	検討(新規)	実施	→			団体支援ボランティアの育成
④障がい者の社会参加の促進	⇒多様な機関と連携し、障がい者の社会参加を支援します。	実施	→				

社会参加の促進



(2) サークルの形成と仲間づくり

地域での取組み

取 組 み
関心・興味のある活動についての情報を得て、気軽に参加してみましょう。
集まった仲間グループやサークルを形成したい場合は、市社会福祉協議会や市民活動支援課に相談してみましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①地域交流活動補助事業	⇒地域での自主的な交流活動を支援します。
②市民活動フェスタ事業	⇒多様な市民活動団体の育成を図るため、市民活動フェスタの開催を支援します。
③生涯学習、スポーツ・レクリエーション団体の活動支援	⇒趣味の活動、学習活動、スポーツ・レクリエーション活動を行っているグループには、施設の利用等の支援を行います。 ⇒指導者や世話人などの確保に努めます。
④子育てサークル	⇒子育てサークルと子育てを支援するグループの活動を支援します。
⑤子育て相談	⇒家庭教育指導員による子育て相談を実施し、子育てを支援します。

関連施策

- ⇔ 2-1-(1) 就労支援と社会参加の促進
- ⇔ 2-1-(3) 世代間交流の実現
- ⇔ 3-1-(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1-(3) ボランティア活動の推進



社協の取組み

施策	取組み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備考	
① 当事者団体等の活動支援	⇒ゴールドクラブ連合会の活動を支援します。	実施	→				ゴールドクラブ連合会事務局	
	⇒身体障害者福祉会、手をつなぐ親の会等、障がい者団体の活動を支援します。	実施	→				身体障害者福祉会及び手をつなぐ親の会事務局	
	⇒団体の会員募集のための取組みを支援します。	実施	→					
	⇒団体の活動を支援するボランティアの育成に努めます。	検討	実施	→				団体支援ボランティアの育成
	⇒団体と地域がつながるための取組みを支援します。	実施	→					
② ボランティア・住民活動団体等の活動支援	⇒活動相談、研修会の開催、活動保険への加入、資機材の貸出、補助金の交付等により、ボランティア・住民活動団体等の活動を支援します。	実施	→				ボランティア・住民活動団体支援	
③ ボランティア活動の仲間づくり	⇒ボランティアコーディネーターによるボランティア初期相談を実施し、ボランティア活動に参加するきっかけと機会づくりに取組みます。	実施	→					
④ こころでつながる仲間づくりの推進	⇒介護をしている方を対象とした相談会や意見交換会を実施し、交流と仲間づくりを促進します。	検討実施	→				介護者リフレッシュ事業	
	⇒おとこの料理教室を通して仲間づくりを推進します。	検討実施	→				おとこの料理教室	

(3) 世代間交流の実現

地域での取組み

取 組 み
地域の行事に参加しましょう。
世代を超えて一緒に過ごす機会をもちましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①市民活動フェスタ事業	⇒多世代が参加できるように、多角的な住民活動が活発になるように支援します。
②次世代育成支援対策事業、地域子育て支援センター補助事業	⇒子育て世代の集まる場として2か所の子育て支援センターにより育児不安の解消や保育の充実を図ります。 ⇒家庭児童相談室を設け、相談及び対応をします。 ⇒高齢者と子どもがふれあう場の拡充を図ります。
③いきいき体験教室・遊びステーション事業、職場体験学習	⇒安全性の確保に努めながら、異年齢の子ども達の交流を図っていきます。 ⇒受入れ先の拡充を図り、職場体験学習を実施します。
④放課後子ども教室推進事業	⇒放課後子ども教室の運営にあたり、高齢者や地域の人に関わり、子どもたちと一緒に過ごせる時間がもてるように推進します。

関連施策

- ⇔ 2-1-(1) 就労支援と社会参加の促進
- ⇔ 2-1-(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-2-(3) 集まる場所
- ⇔ 2-3-(3) 住民協働による行動

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成	平成	平成	平成	平成	備考	
		21年	22年	23年	24年	25年		
①世代間交流活動の推進	⇒地区社会福祉協議会や学校が主催する地域と子どもが参加・交流する行事等の開催を推進します。	実施	→				評価	
	⇒ゴールドクラブ連合会支部などが実施している世代間交流事業を支援します。	実施	→				評価	
②子育て世代の交流の促進	⇒親子ふれあい事業やおもちゃ図書館事業を通し、子どもとその保護者が様々な世代の方と交流することを促進します。	実施	→				評価	
③学校福祉教育の推進	⇒事業を通し、児童・生徒が様々な世代の方と交流することを促進します。	実施	→				評価	
④ふれあい料理教室実施の検討	⇒昔の食事づくりを通して世代間を越えた交流を深める料理教室の実施を検討します。	検討(新規)	実施	→				



地域住民と子どもたちがつながる
世代間交流事業

基本目標 2-2. 情報の共有

(1) 情報発信方法の拡充

地域での取組み

取 組 み
市広報・ホームページ、回覧に目を通しましょう。
市広報を綴る等、市の発行した印刷物を保存しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①市広報・ホームページによる情報発信の充実	⇒タイムリーな情報や繰り返し提供する情報など、情報内容と発信方法を検討して情報提供に努めます。
②各種冊子の活用	⇒転入者への資料、介護保険ガイドブック、健康マップなど各担当で活用している冊子を把握して、有効活用を図ります。
③情報公開・個人情報保護事業	⇒情報公開条例に基づいた情報公開を行います。 ⇒個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を基本に適正な対応を図ります。

関連施策

- ⇔ 2-2-(2) 情報の共有
- ⇔ 3-2-(2) 積極的な住民説明



社協の取組み

施策	取組み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備考
① 社協広報紙 やホームページ等による情報発信の充実	⇒情報内容と発信方法を検討し、きめ細かな情報提供に努めます。	検討実施		評価			リーフレット・ホームページの充実
	⇒情報の受け手に合わせたより効果的な情報の発信と提供に努めます。	実施		評価			
② 地区社会福祉協議会や地域福祉団体からの情報発信	⇒広報活動に関する勉強会や講習会などを行い情報発信の支援に努めます。	実施		評価			
③ 支援を必要とされる方々への情報提供	⇒市社会福祉協議会が実施する訪問活動等を利用し、チラシを配布するなど情報提供に努めます。	実施		評価			
④ 声の広報・音訳、手話活動等の支援	⇒音訳・手話等のボランティア活動を支援します。	実施		評価			
	⇒障がい者や高齢者等を対象に広報誌等の録音カセットテープを配布し、わかりやすい情報の提供に努めます。また、読み聞かせ等を活用した情報提供を検討します。	検討実施		評価			「声の広報」事業
⑤ 地域イベント・会合等の活用	⇒地域で実施されているイベントや会合等の機会を利用し、積極的な情報発信に努めます。	実施		評価			

(2) 情報の共有

地域での取組み

取 組 み
地域における共通課題を、市及び市社会福祉協議会に継続的に伝えましょう。
区・自治会等において、市から発信された情報を共有しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 情報化計画推進事業	⇒ 庁内の情報ネットワークの拡充を図り、行政サービスの向上を図ります。
② 不審者情報の提供	⇒ 学校と地域の警察署が連携して、不審者情報を提供しており、情報の共有化を図ります。
③ 庁議における情報共有	⇒ 毎月定例的に行われる庁議において市全体に係る情報の共有を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3-(1) 通学路、防犯灯の整備
- ⇔ 1-3-(2) 防災対策と災害時の対応
- ⇔ 2-2-(1) 情報発信方法の拡充
- ⇔ 2-3-(1) 要援護者対策
- ⇔ 2-3-(2) 地域コミュニティの充実
- ⇔ 3-3-(2) 窓口サービスの充実



社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備 考
① 福祉関係部局との連携・情報共有化	⇒必要に応じて、市や関係機関との連絡会を開催し、情報の共有化を図ります。	協議検討(新規)	実施				福祉連絡会の開催
	⇒地区社会福祉協議会や地域福祉団体の広報活動と連携し、情報の共有に努めます。	実施		評価			
	⇒支援が必要とされる方々に関する情報の共有を図り、多様なサービスをつなげる仕組みづくりに努めます。	実施(新規)		評価			
② 防災ネットワークづくり	⇒市、団体、個人等の連携を促進し、日頃から災害ボランティア活動に関する共通理解を深め、被災者の生活支援・自立と地域復興につながる活動ができるよう、ネットワークの構築を図ります。	検討(新規)	協議	実施			防災ネットワークの構築
③ 高齢者の問題に関する具体的な情報共有	⇒地域ケア会議等において、関係者団体等と情報を共有するとともに、支援を必要とされる高齢者の支援に取り組めます。	実施		評価			地域ケア会議の開催
④ 個人情報の保護	⇒社会福祉協議会が保有する個人情報の適正な取扱いと保護に努めます。	実施		評価			

(3) 集まる場所

地域での取組み

取 組 み
地域で声をかけあって、住民福祉座談会に参加してみましよう。
地域にある既存の施設の清掃等、集まりやすい場所の環境整備に努めましよう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①（仮称）さんぶの森交流センター整備事業	⇒市内の交流事業の拠点として、（仮称）さんぶの森交流センターを確保し、利用を促進します。
②地域子育て支援センター補助事業	⇒主に就園前の子どもと保護者が集まる場として、また相談の場として利用できるように、周知を図ります。
③ふれあいデイサービス・サロン事業	⇒地域の協力を得て開設しているサロンと、高齢者の憩いの場となっているふれあいデイサービスの参加を促進します。
④既存の遊び場・地域で集まる場の利用促進	⇒公園等の遊び場や地区のコミュニティ施設などの利用を促進します。

関連施策

- ⇔ 2-1-(3) 世代間交流の実現
- ⇔ 3-1-(3) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-3-(1) 住民の活動拠点整備



地域の施設の有効活用

社協の取組み

施策	取組み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備考
①小地域のふれあいの場づくり	⇒市内に設置している各サロンの活動を支援し、参加促進などを図ります。	検討実施	→				小地域サロン活動支援
	⇒地区社会福祉協議会が地域での交流を目的に開催する食事会等の取組みを推進します。	実施	→				
	⇒地域の様々な場所で、気軽に集まれる環境づくりを推進します。	検討(新規)	実施	→			
②子育て世代の集いの場づくり	⇒おもちゃ遊び等をとおして、子どもと保護者、ボランティアが自由に集える場としての活用を推進します。	実施	→				おもちゃ図書館事業
③住民・ボランティアの集いの場づくり	⇒ボランティアを中心に住民が集えるボランティアサロンを設置し、情報交換や交流の場としての活用を促進します。	実施	→				
	⇒ボランティア連絡協議会のイベント開催等を支援し、住民が集える場の提供を促進します。	実施	→				
	⇒ボランティア活動やボランティアを必要とする人に対し、理解を深めるための事業の開催や集える場づくりに努めます。	実施	→				
④介護者の集いの場づくり	⇒介護に関する学習会・相談会・交流会等を開催し、介護者が集える場づくりに努めます。	検討実施	→				みんなの介護スクール、介護者リフレッシュ事業等
⑤市社会福祉協議会管理施設の有効利用	⇒現在管理している施設について、住民が目的に応じて利用しやすい場所となるよう努めます。	実施	→				

基本目標 2-3. 人と人とのつながり

(1) 要援護者対策

地域での取組み

取 組 み
防災マップ・啓発冊子は家族でみて、避難場所や連絡方法を相談しておきましょう。
災害に備え、3日分をめどに備品・衣服・食料などの備蓄にこころがけ、非常用持出袋を準備しましょう。
自主防災組織の活動や福祉マップづくりなどに参加しましょう。
区・自治会等で自主的に避難訓練を実施し、避難するのが困難な人がいないか、把握しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 防災啓発事業	⇒ 広報紙等に掲載するとともに、わが家の防災マニュアル・防災マップを配布して、災害時の避難場所や避難経路を周知します。
② 災害時要援護者名簿の作成	⇒ 災害時に支援が必要な住民を把握する名簿を作成します。 ⇒ 災害時に適切に避難できるように、自主防災組織等地域と連携体制を確保し、避難方法の周知を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3-(2) 防災対策と災害時の対応
- ⇔ 2-2-(2) 情報の共有
- ⇔ 2-3-(2) 地域コミュニティの充実
- ⇔ 3-1-(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-3-(3) 権利擁護の推進
- ⇔ 3-3-(4) 民生委員・児童委員・福祉推進員の活動

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備 考
① 災害被災者 への支援	⇒市と連携し、災害時の要 援護者リストの作成と情 報の共有に努めます。	実 施	→				
	⇒災害時に相談窓口の設 置を行います。	実 施	→				
	⇒火災・地震・風水害など の被災者に対し救済物資 や見舞金等の給付を行いま す。	実 施	→				
	⇒交通遺児に対し激励金 給付等の支援を行います。	実 施	→				交通遺児 援護基金
② 移動困難者 への支援	⇒福祉輸送サービス事業 により、移動困難者を継続 して支援します。	検 討 実 施	→				
③ ひとり暮らし 高齢者や高 齢者世帯への 支援	⇒住民参加型在宅福祉(家 事援助)サービス事業によ り、日常生活を送るのに少 し援助が必要な方を支援 します。	検 討 実 施	→				
	⇒見守りが必要な方を把 握し、住民相互の助けあい 活動を支援します。	実 施	→				
	⇒地域みまもりサービス 事業により、安否確認活動 を進めていきます。	検 討 実 施	→				
	⇒障がい者世帯も含め、有 料配食サービス事業によ り、食事の確保が困難な方 を支援します。	検 討 実 施	→				
	⇒ホームヘルプサービス 事業により、要介護者・要 支援者等を支援します。	検 討 実 施	→				

施 策	取 組 み	平成	平成	平成	平成	平成	備 考
		21年	22年	23年	24年	25年	
③ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯への支援	⇒福祉推進員が定期的に訪問し、安否の確認及び孤独感の解消等に取り組めます。	実施		評価			
	⇒地区社会福祉協議会で開催する交流食事会・日帰り旅行等の参加を促進することにより、地域とのつながりがもてるように取り組めます。	実施		評価			
④生活上の悩みを抱えている人への支援	⇒心配ごと相談所・弁護士相談所を開設し、生活上の悩みを抱えている方の相談窓口となるように努めます。	実施		評価			
	⇒福祉資金等の貸付けを行うことで、要援護者の生活改善を支援します。	実施		評価			
	⇒買物支援事業として、市商工会、地域の商店等と連携を図り、ボランティアによる日常生活用品の配達等、買物支援を検討・実施します。	協議検討(新規)実施					外出困難者生活支援事業
	⇒住民から寄せられる歳末たすけあい募金について生活困窮者への適切な援助を行うため配分委員会を立ち上げ、対象者や募金配分の見直し等を検討していきます。	実施		評価			
	⇒核家族化や親の就労のため、一人で過ごすことの多い子どもの支援を検討します。	実施		評価			

施 策	取 組 み	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	備 考	
⑤心身にハンディキャップのある方への支援	⇒千葉県後見支援センター等の関係機関と連携し、在宅で日常生活を送る上で、十分な判断ができない方や、体の自由がきかない方が地域で安心して生活できるように支援する日常生活自立支援事業を実施します。	実	→				評 価	
	⇒市簡易マザーズホーム指定管理者として、市と連携し利用者の立場に立った適切なサービス事業を実施します。	実	→				評 価	
	⇒市福祉作業所の指定管理者として、市と連携し利用者の立場に立った適切なサービス事業を実施します。	実	→				評 価	
	⇒ホームヘルプサービス事業により、障がいのある方を支援します。	検 討 実 施	→				評 価	



福祉作業所での作業風景

(2) 地域コミュニティの充実

地域での取り組み

取 組 み
地区社会福祉協議会を中心として、自分たちの地域の課題を解決するための活動に参加しましょう。
区及び自治会の行事に参加しましょう。
市に対する要望や意見を区長や自治会長を通じて、継続的に行いましょう。
区や自治会活動を通じて、自ら解決できる地域課題を検討してみましょう。

市の取り組み

施 策	取 組 み
① 地域交流活動補助事業	⇒地域のなかで住民同士が地域とのつながりを認識し、地域でやるべきことや楽しみを見つける機会として、交流活動を支援します。
② コミュニティ施設整備支援事業	⇒住民活動の基礎は住民自治であり、その拠点としてコミュニティ施設の整備を支援します。
③ 区長自治会長事業	⇒市と住民とのパイプ役として、区長及び自治会長に積極的に市の情報周知・伝達を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-3-(2) 防災対策と災害時の対応
- ⇔ 2-2-(2) 情報の共有
- ⇔ 2-3-(1) 要援護者対策

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 自治活動の 推進	⇒地域住民と関係者が連携し、自らの地区で取り組むべき課題を把握し、情報交換するための会議を、定期的に行なうことができるよう支援します。	実施		評価			住民福祉座談会の開催
	⇒地域課題を盛り込んだ事業に、計画的に取り組めるよう支援します。	実施		評価			
② 地域の担い 手づくり	⇒地域の中で新たな担い手となる人材の育成に努めます。	実施		評価			



住民福祉座談会

(3) 住民協働による行動

地域での取組み

取 組 み
市民活動フェスタや講座に参加してみましょう。
市内のNPO活動の状況を知りましょう。関心のある活動をしている団体に参加してみましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①市民活動フェスタ事業	⇒「知り合おう、つながろう、活かし合おう」をキーワードに、住民の有志が中心となって開催する市民活動フェスタを支援します。 ⇒市民活動フェスタの運営を担う仲間づくりを支援します。
②まちづくりと市民協働講座事業	⇒講座を通じて、住民の知恵と力を活かしたまちづくりと協働に対する理解を図ります。
③市民提案型まちづくり支援事業	⇒住民活動団体や地域が提案した、自主的・主体的な公益事業で、市のまちづくりにふさわしいと認められた団体に対し、事業に係る経費を補助します。
④NPOの育成	⇒市内のNPO団体及びその活動を把握し、新たなNPO法人の設立支援などにより、活動の活発化を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-1-(2) 高齢者・障がい者等の外出支援
- ⇔ 2-1-(3) 世代間交流の実現
- ⇔ 3-1-(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1-(3) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-3-(1) 住民の活動拠点整備

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考	
① 住民参加による取組み支援	⇒住民の参加と協力による住民参加型事業の、さらに充実した事業体制づくりに努めます。	実施	→				評価	
	⇒小地域の活動を担う福祉推進員や地域のボランティアなどの育成と資質向上に努め、多くの住民が参加し共に福祉活動を推進する体制づくりを支援します。	実施	→				評価	
	⇒住民参加によるイベントを開催し、住民自ら福祉に関する啓蒙と意識づくり、情報交換の機会を設ける活動を支援します。	検討 実施	→				評価	チャリティ [®] ゴルフコンパ [®] や福祉イ ベ [®] ントの 開催
② 住民同士のネットワークづくり	⇒住民の参加や各種団体等の連携によるネットワーク体制の構築を支援します。	実施	→				評価	
	⇒ボランティア団体や福祉関係団体等が活動周知をしながら、様々な団体と協力し合い活動できるように支援します。	実施	→				評価	
	⇒個人ボランティアやボランティアグループのネットワーク団体であるボランティア連絡協議会活動を支援します。	実施	→				評価	ボ [®] ラソ [®] ティ ア [®] 連 [®] 絡 協 [®] 議 [®] 会 事 [®] 務 [®] 局

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
③ 知識を深める取組み	⇒住民参加と協働のための勉強会や講習会を企画し開催します。	実 施					
	評 価						
	⇒団体や個人が持つ様々な力を活かして、ボランティア活動に関する研修や講座・イベント等を開催し、住民協働に対する理解と参加を促進します。	実 施					ボ ラ ン テ ィ ア 初 級 専 門 講 座 の 開 催 な ど
評 価							

基本目標 3 山武らしさを育てる

取組み方針

〔具体的な地域課題〕

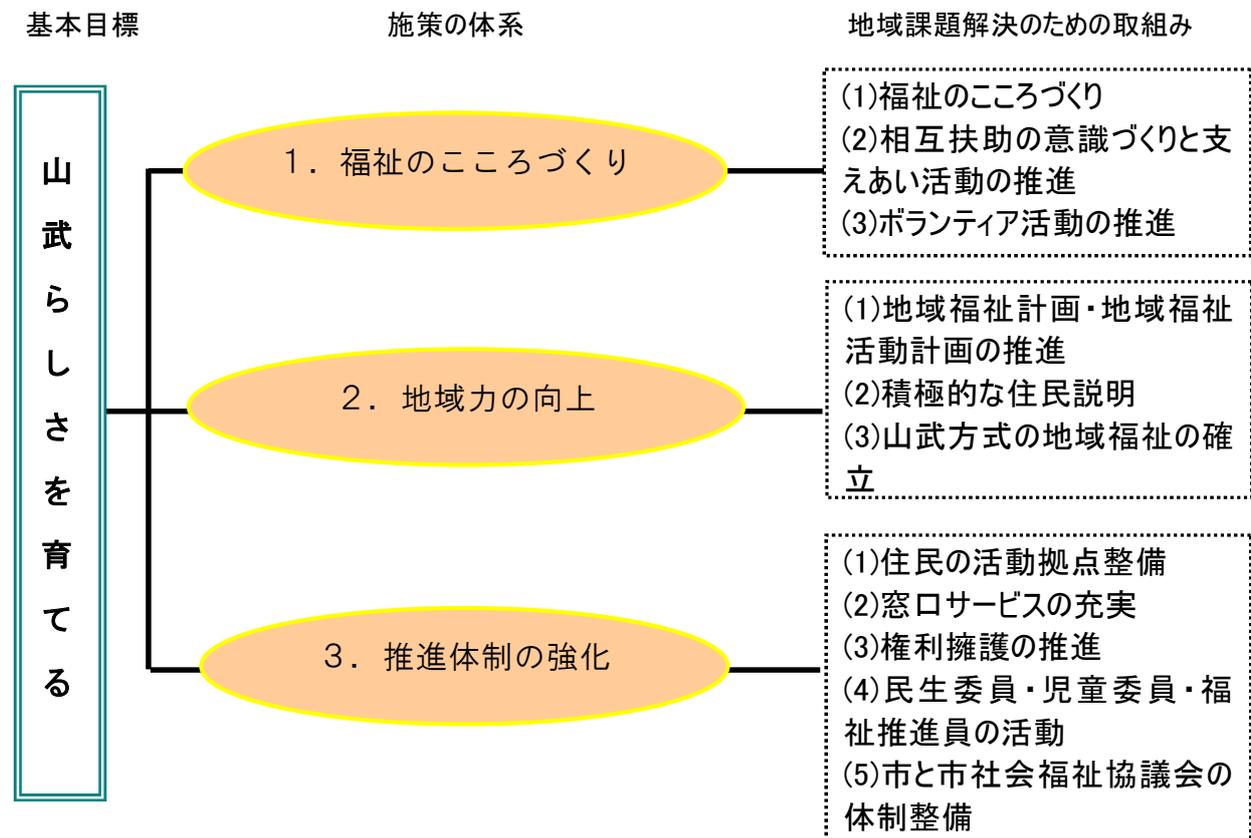
住民の声・困りごと

- 子どもの頃から福祉教育を地域で進めていくことが大事。大人が地域の子どもに関わっていける地域であるべき。
- ボランティアに関心があるが、どこに聞けばよいのかわからない。きっかけがない。
- 支援が必要な人を地域で見守り、支えられるような地域であってほしい。
- 市の窓口が本庁と出張所で離れていて利用しにくい。
- 福祉サービスの内容がわからない。説明してほしい。
- 市内の関係団体の横のつながりをつくっていきたい。

〔取組み方針〕

住民の思いや考えを聞く場、市から住民に話をする場を拡充してまちづくりに活かしたり、市と住民が協働で課題の解決に取り組んでいく活動を展開します。
地域福祉活動の充実を図るため、推進体制を強化します。

推進方向



基本目標 3-1. 福祉のこころづくり

(1) 福祉のこころづくり

地域での取組み

取 組 み
家庭、学校、職場、地域で、住民が考えたり、学ぶ機会が最も身近な福祉です。自分が関心のある活動やボランティア活動がされているか、知りましょう。そして、気軽に参加してみましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①子どもたちへの福祉教育	⇒市内の保育所（園）・幼稚園や、小中学校では総合的な学習の時間等でそれぞれ取組んでおり、職員・地域・子どもの意識の持ち方を重視した取組みを支援します。
②住民への福祉教育	⇒市社会福祉協議会、ボランティア連絡協議会の活動、地域活動が大きな役割を持っており、今後も活動を支援します。 ⇒健康福祉まつりなどの機会を活用して啓発します。
③人権を守る活動、男女共同参画の推進	⇒人権擁護事業を推進します。 ⇒男女共同参画社会の実現をめざし、ワーク・ライフ・バランスの視点を取り入れて推進します。

関連施策

- ⇔ 1-1-(3) エコロジー、ごみ対策
- ⇔ 1-2-(2) 地域医療の確保
- ⇔ 3-1-(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇔ 3-1-(3) ボランティア活動の推進
- ⇔ 3-3-(3) 権利擁護の推進

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 子どもたち への福祉教育	⇒市内の学校で進めている福祉教育に協力します。成長過程に合わせて継続して行うカリキュラムの検討など、学校や関係機関等と連携した取組みを行います。	実施		評 価	→		
	⇒学校と地域が連携して進める福祉教育の推進と充実を図ります。	実施		評 価	→		
	⇒ボランティア体験学習等を実施し、子どもたちが福祉について考え、福祉活動に参加する機会をつくれます。	実施		評 価	→		夏休み ボランティア 体験教室

施 策	取 組 み	平成	平成	平成	平成	平成	備 考
		21年	22年	23年	24年	25年	
②「福祉のこころづくり」活動の推進	⇒市と協働・連携して、小地域の活動を支援します。	実施		評価			
	⇒住民を対象とした「福祉のこころづくり」に関する講座等を開催し、広く福祉への関心が高まるように努めます。	検討(新規)	実施				
	⇒身近に福祉を考える機会としての福祉体験学習を推進するため、福祉体験学習サポーターを養成するとともに、その活動を支援します。	実施		評価			
	⇒赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金などの活動を推進し、市民に広く参加・協力を得ることで福祉のこころづくりを進めます。	実施		評価			
	⇒親子や家族同士、地域との交流を深める取組みを行い、家庭・社会における教育・福祉機能の回復、潜在的な地域力の活性化を図ります。	実施		評価			親子ふれあい事業



地域福祉シンポジウム(平成 20 年度開催)

(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進

地域での取組み

取 組 み
山武市や他市町村の高齢化や少子化の動向を知り、気がかりなこと、不安なこと、身近な地域の課題を考えてみましょう。
自分の地域の担当民生委員・児童委員や福祉推進員を知っておきましょう。相談を受けた場合、どこに伝えてよいかわからないときは、地域の担当民生委員・児童委員などに伝えましょう。
保健福祉のサービスは、国・県・市の動向により改正が行われるので、新聞やニュース等に関心を持ちましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①相互の支えあいの意識啓発	⇒出前講座や福祉教育活動、健康福祉まつりなどを活用して、相互扶助の重要性、意識の啓発を図ります。
②民生児童委員、障がい者相談員等の活動支援など「支えあい活動」の推進	⇒市社会福祉協議会、関係機関、地域等での交流事業、見守り活動、支えあい活動を支援して、自分たちの地域の課題を自ら解決する取組みを支援します。
③企業・NPO など多様な住民活動との連携	⇒事業所や NPO も地域を構成する重要なメンバーです。NPO 活動や地域貢献活動との協力体制を確保します。
④適切な各種保健福祉サービスの利用の促進	⇒市の保健福祉サービス、社会保障制度を必要な人が適切に利用できるように対応します。

関連施策

- ⇔ 1-3-(2) 防災対策と災害時の対応
- ⇔ 2-1-(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-3-(1) 要援護者対策
- ⇔ 2-3-(3) 住民協働による行動
- ⇔ 3-1-(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3-(4) 民生委員・児童委員・福祉推進員の活動

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考	
① 相互扶助の啓発と意識づくり	⇒相互扶助の大切さと「支えあい活動」を啓発します。	実施	→				評価	
	⇒各種イベントや講習会を通して、相互扶助の精神を育てます。	実施	→				評価	
	⇒ゴールドクラブ連合会、身体障害者福祉会等、当事者団体の行事やイベントをとおし、相互扶助の心を育てます。	実施	→				評価	
②「支えあい活動」の推進	⇒福祉輸送サービス事業・住民参加型在宅福祉（家事援助）サービス事業を推進し、住民同士の支えあい活動を促進します。	実施	→				評価	
	⇒日本赤十字活動を推進します。	実施	→				評価	
	⇒共同募金運動を推進します。	実施	→				評価	



(3) ボランティア活動の推進

地域での取組み

取 組 み
身近なことから、できることからボランティア活動や少し支援が必要な人を支えることにチャレンジしてみましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①子育て支援センター事業	⇒就園前の子どもと保護者が集まる場に、地域の方がボランティアで参加しており、交流の場や相談の場になっています。このようなやり方・場所が増えるように取組みます。
②学校活動支援事業	⇒学校でのボランティア活動を支援します。
③ボランティア活動の参加促進	⇒関心のある情報の提供や、地域課題を考える機会・きっかけの場となるように、出前講座等を開催します。市社会福祉協議会と連携してボランティアの発掘・育成に努めます。

関連施策

- ⇔ 1-1-(3) エコロジー、ごみ対策
- ⇔ 2-1-(2) サークルの形成と仲間づくり
- ⇔ 2-2-(3) 集まる場所
- ⇔ 2-3-(3) 住民協働による行動
- ⇔ 3-1-(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3-(1) 住民の活動拠点整備



社協の取組み

施策	取組み	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	備考
①ボランティア相談、コーディネート業務の充実	⇒ボランティアコーディネーターによるボランティア初期相談を充実し、ボランティア活動へ参加するきっかけと機会づくりに積極的に取組みます。	実施		評価	→		ボランティア・市民活動センターの運営
	⇒コーディネート力を強化し、地域課題とボランティア活動が効果的につながるように取組みます。	実施		評価	→		
	⇒定期的に発行しているボランティア活動情報紙の情報内容と発信方法を検討し、より効果的な情報提供に努めます。	実施		評価	→		ボランティア情報紙の発行
②ボランティア・住民活動団体等の活動支援	⇒活動相談、研修会の開催、活動保険への加入、資機材の貸出、補助金の交付等により、ボランティア・住民活動団体等の活動支援を行います。	実施		評価	→		
③ボランティア講座の開催	⇒ボランティア活動初心者等を対象に、活動への参加を促すための研修会や講座を開催します。	実施(新規)		評価	→		ボランティア初級講座の開催
	⇒すでに活動に参加しているボランティアを対象に、より高い知識と専門性を身に付けるための研修会や講座を開催します。	実施		評価	→		
	⇒当事者団体や福祉施設等と連携し、専属での活動が可能となるようなボランティアの育成を目指します。	検討	実施	→			
④ボランティアサロン活用の促進	⇒ボランティアを中心に住民が集えるボランティアサロンを設置し、ボランティア活動や情報交換・交流の場としての活用を促進します。	実施		評価	→		
⑤ボランティア連絡協議会活動の支援	⇒ボランティア同士の交流・情報交換と資質向上を目的としたボランティア連絡協議会の活動を支援します。	実施		評価	→		

基本目標3－2. 地域力の向上

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進

地域での取組み

取 組 み
地域福祉計画・地域福祉活動計画の意味・概要を知り、身近な地域の課題を考えたり、伝えたりしましょう。
地区社会福祉協議会の活動に参加しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 地域福祉計画の周知	⇒アンケート結果を市ホームページに掲載しており、計画策定後は概要版の作成、市ホームページを活用して周知を図ります。
② 地域福祉計画推進事業	⇒点検・評価の体制を確保して、進捗状況を把握し、具体的な事業の展開を図ります。 ⇒市社会福祉協議会と連携して、住民座談会など地域の声を聞き取る機会を確保したり、出前講座で地域福祉をテーマに取り上げて推進します。

関連施策

⇔ 全施策



策定委員会でグループ討議

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 地域福祉活動 計画の推進	⇒定期的な計画の見直しと 活動の評価を実施すると ともに、福祉ニーズに添った 事業展開ができる体制作り に取組みます。	実 施	→				
			評 価				
⇒地域福祉活動計画推進委 員会（仮称）を設置し、計 画的な推進を図ります。		実 施 （ 新 規 ）	→				
			評 価				
② 地域福祉活動 計画の周知	⇒策定の経緯について社会 福祉協議会の広報紙やホー ムページ等で報告し、策定 後も周知を図ります。	実 施	→				
			評 価				
⇒市と社会福祉協議会の各 種事業やイベントにおい て、計画内容や推進状況の 周知を進めます。		実 施	→				
			評 価				



地域福祉に関する座談会

(2) 積極的な住民説明

地域での取組み

取 組 み
説明してほしいこと、わからないことを聞く機会として、出前講座に参加しましょう。出前講座を地域に呼びましょう。
広報や回覧板などで説明会や広聴会の案内をしてありますので、気軽に参加しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①市長への手紙対応事業	⇒広く住民の意見を聞く手段の一つとして、市長への手紙に迅速かつ適切に対応します。
②地域審議会運営事業	⇒合併後も旧町村区域の住民の声を施策に反映させ、きめ細やかな行政サービスの実現を図ります。
③出前講座事業	⇒市の取組みや制度の説明、住民が関心を持っている内容について、地域の要請に応じて出前講座として地域に出向いていきます。保健福祉関連の内容についても充実を図ります。

関連施策

- ⇔ 1-2-(1) 健康づくりの推進
- ⇔ 1-2-(2) 地域医療の確保
- ⇔ 2-2-(1) 情報発信方法の拡充
- ⇔ 3-3-(2) 窓口サービスの充実



地域審議会

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考	
① 住民説明の 実施	⇒市と協働して市社会福祉協議会事業や福祉サービスを説明する場を設け、住民の福祉に関する理解が得られるように努めます。	実施	→					
				評価				
② 広報紙、ホームページ等の 充実	⇒職員が各区や自治会、地域住民が集う場所などあらゆる機会を通して、社会福祉協議会活動や福祉サービス（事業）について積極的に説明を行います。	実施	→					
				評価				



山武市と山武市社会福祉協議会の広報紙

(3) 山武方式の地域福祉の確立

地域での取組み

取 組 み
地域で声をかけあって、住民福祉座談会に参加してみましょう。
出前講座等を積極的に活用して、市の取組み状況を確認しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①市と市社会福祉協議会の連携	⇒地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進体制を強化し、市と市社会福祉協議会が連携して取組みます。
②地域の意見を聞き、困りごとを把握する機会の確保	⇒住民福祉座談会等に参加して意見の把握に努めます。 ⇒出前講座等を活用して、住民の意見を把握するとともに、市の取組み等の理解が深められるように働きかけます。
③協働で支えあう体制づくりの推進	⇒地域課題の解決に協働で取組む体制・仕組みづくりに取組みます。

関連施策

⇔ 全施策



住民福祉座談会を通して地域の課題解決へ。

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 市と市社会福祉協議会の連携	⇒地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、事業の実践・評価・見直し体制を強化し、市と市社会福祉協議会が連携して福祉活動を推進します。	実施		評価			
② 地域の声を聞く場づくり	⇒継続して住民福祉座談会等を開催します。	実施		評価			
	⇒市の出前講座や市社会福祉協議会の訪問広報活動により、住民の意見を把握するとともに、市社会福祉協議会活動の理解が深められるように働きかけます。	実施		評価			
③ 住民が協働で支えあう体制づくりの推進	⇒住民がお互いに地域課題の解決に取り組む体制・仕組みづくりを推進します。	実施		評価			
④ 地域福祉活動推進体制の確立	⇒地域福祉活動を継続的・計画的に推進できるように、市と連携して地域福祉活動計画推進委員会（仮称）を設置します。	実施		評価			

基本目標 3－3. 推進体制の強化

(1) 住民の活動拠点整備

地域での取組み

取 組 み
市民交流サロンを活用しましょう。市民交流サロンの活動に参加しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①（仮称）さんぶの森交流センター整備事業	⇒住民が集い交流する拠点施設として、（仮称）さんぶの森交流センターの整備を促進します。
②市民交流サロンだより作成・発行事業	⇒市民交流サロンの周知を図り、関わってくれる住民を増やしていくため、情報提供等の支援を行います。
③社会資源の見直しと活用	⇒保健・福祉・生涯学習などの住民ニーズをふまえ、公共施設等の社会資源の見直しと活用に取り組めます。

関連施策

- ⇔ 2-2-(3) 集まる場所
- ⇔ 2-3-(3) 住民協働による行動
- ⇔ 3-1-(3) ボランティア活動の推進



市民交流サロンを活用しましょう。

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 山武福祉センター及び成東老人福祉センターの利用促進	⇒山武福祉センター及び成東老人福祉センターについて、施設の設置目的に応じて住民が気軽に利用できるように、引き続き周知拡大と利用促進に努めます。	実施		評価			
② 住民の活動拠点の確保	⇒地区社会福祉協議会やゴールドクラブ連合会、福祉関係団体等の地域における活動拠点の確保に努めます。	実施		評価			
	⇒地域福祉を担う団体等が連携・協力を図れるよう、既存施設の有効活用に努めます。	実施		評価			
	⇒ボランティアを中心に住民が集えるボランティアサロンを設置し、ボランティア活動や情報交換・交流の場としての活用を促進します。	実施		評価			



住民の活動拠点として利用促進

(2) 窓口サービスの充実

地域での取組み

取 組 み
市からのお知らせなどは、発信元の担当課に確認したり、便利帳をみて問い合わせをしましょう。
市広報紙を綴る等、市の発行した印刷物を保存しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
①組織改編事業	⇒行政サービスの充実を図り、適正で効率的な行政運営をめざして、必要な組織改編を行います。
②窓口サービスの向上	⇒市役所が住民と直接ふれあう場として最も多い窓口の対応について、正確で迅速な窓口業務をこころがけ、利用者の待ち時間の短縮などきめ細かな対応に努めます。

関連施策

- ⇔ 2-2-(2) 情報の共有
- ⇔ 3-2-(2) 積極的な住民説明



きめ細かな対応に努めます。

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 窓口サービスの充実	⇒住民が利用しやすい窓口サービスの充実に努めます。	実 施					



1 山武市役所	① 山武市社協事務局	Tel.0475-82-7102
2 山武出張所	② 山武市社協山武連絡所	Tel.0475-89-2121
3 蓮沼出張所	③ 山武市社協蓮沼連絡所	Tel.0475-86-3126
4 松尾出張所	④ 山武市社協松尾連絡所	Tel.0479-86-5898
5 松尾 IT 保健福祉センター		

(保健福祉部社会福祉課) ※市役所(本庁)は代表番号が廃止。担当課にお問い合わせ下さい。

(3) 権利擁護の推進

地域での取り組み

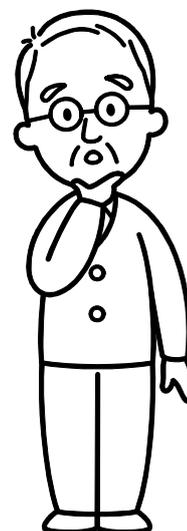
取 組 み
認知症や障がいなどで判断力が低下した人の権利を擁護する窓口や取り組みがあることを知りましょう。
地域で困っている人からの相談を受けたら、民生委員・児童委員や福祉推進員、市の相談窓口を紹介しましょう。

市の取り組み

施 策	取 組 み
① 成年後見制度利用援助事業	⇒地域包括支援センターの包括的支援事業について、支援が必要な人の総合的なケアマネジメント、困難ケースの検討を行い、適切な対応に努めます。
② 相談窓口の連携	⇒地域包括支援センター、障がい福祉サービスの相談支援事業者、市社会福祉協議会など、人権擁護に係る相談窓口など、相談支援のネットワーク化に取り組み、連携体制を確保します。

関連施策

- ⇔ 2-3-(1) 要援護者対策
- ⇔ 3-1-(1) 福祉のこころづくり
- ⇔ 3-3-(4) 民生委員・児童委員・福祉推進員の活動



社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備考	
① 日常生活自立支援事業の推進	⇒千葉県後見支援センター等の関係機関と連携し、在宅で日常生活を送るうえで、十分な判断ができない方や、体の不自由な方が地域で安心して生活できるように支援する事業の実施及び推進を図ります。	実 施	→					
			評 価					
	⇒千葉県社会福祉協議会及び市と協議し、山武郡市内での広域後見支援センターの設置に向けて準備を進めます。	協 議 検 討 (新 規)	実 施	→				
② 成年後見制度の活用推進	⇒関係機関と連携して成年後見制度の啓発と相談に対する適切な対応に努めます。	実 施	→					
			評 価					
③ 相談窓口の連携	⇒他の相談機関や市各課の窓口等と連携を図ります。	実 施	→					
			評 価					
④ 苦情解決相談の受付	⇒あらゆる人が公平にサービスを受けることができるように苦情の受付を行います。	実 施	→					
			評 価					

(4) 民生委員・児童委員・福祉推進員の活動

地域での取組み

取 組 み
自分の住んでいる地域の民生委員・児童委員や福祉推進員を知って、活動に協力しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 民生委員・児童委員の活動支援	⇒ 地域と市をつなぐ役割を担っている民生委員・児童委員の活動を支援し、情報提供に努めます。
② 福祉推進員の活動支援と連携強化	⇒ 市社会福祉協議会と連携して、福祉推進員の活動を支援し、連携を強化します。

関連施策

- ⇒ 2-3-(1) 要援護者対策
- ⇒ 3-1-(2) 相互扶助の意識づくりと支えあい活動の推進
- ⇒ 3-3-(3) 権利擁護の推進



民生委員・児童委員はこのような活動をしています。

社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 福祉推進員の活動支援と連携強化	⇒住民や福祉サービス対象者に一番近い福祉推進員の活動を支援し、きめ細かな地域福祉活動の推進に努めます。	実施		評価	→		
	⇒福祉推進員の横のつながりづくりに取組み、全体で活発な活動となるように支援します。	実施		評価	→		
	⇒福祉推進員の育成（資質向上）と活動内容に対する不安を解消するための研修会を開催します。	実施		評価	→		
② 民生委員・児童委員と福祉推進員の連携	⇒小地域の福祉活動をさらに充実させるため、民生委員・児童委員と福祉推進員がともに連携を図る体制づくり支援します。	実施		評価	→		



地域に根ざした
福祉推進員の活動

(5) 市と市社会福祉協議会の体制整備

地域での取組み

取 組 み
地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容を知りましょう。計画推進の取組みやお知らせに目を通しましょう。

市の取組み

施 策	取 組 み
① 保健福祉関係機関の連携強化	⇒国・県や市内の各福祉関係団体等との連携体制を確保し、情報交換や協働の活動を促進します。
② 市社会福祉協議会の活動支援	⇒地域福祉の担い手として市社会福祉協議会の活動を支援します。
③ 地域福祉計画推進体制の確立	⇒地域福祉活動を継続的・計画的に推進できるように、市社会福祉協議会と連携し、取組みを検証するため、住民の意見を聴取する体制として、地域福祉計画推進委員会（仮称）を設置します。
④ 地域福祉計画の点検・評価	⇒地域福祉計画の着実な推進を図るため、定期的に進捗状況を点検するため、庁内の作業部会と地域福祉計画推進委員会（仮称）を設置して評価する体制を確保します。

関連施策

⇔ 全施策

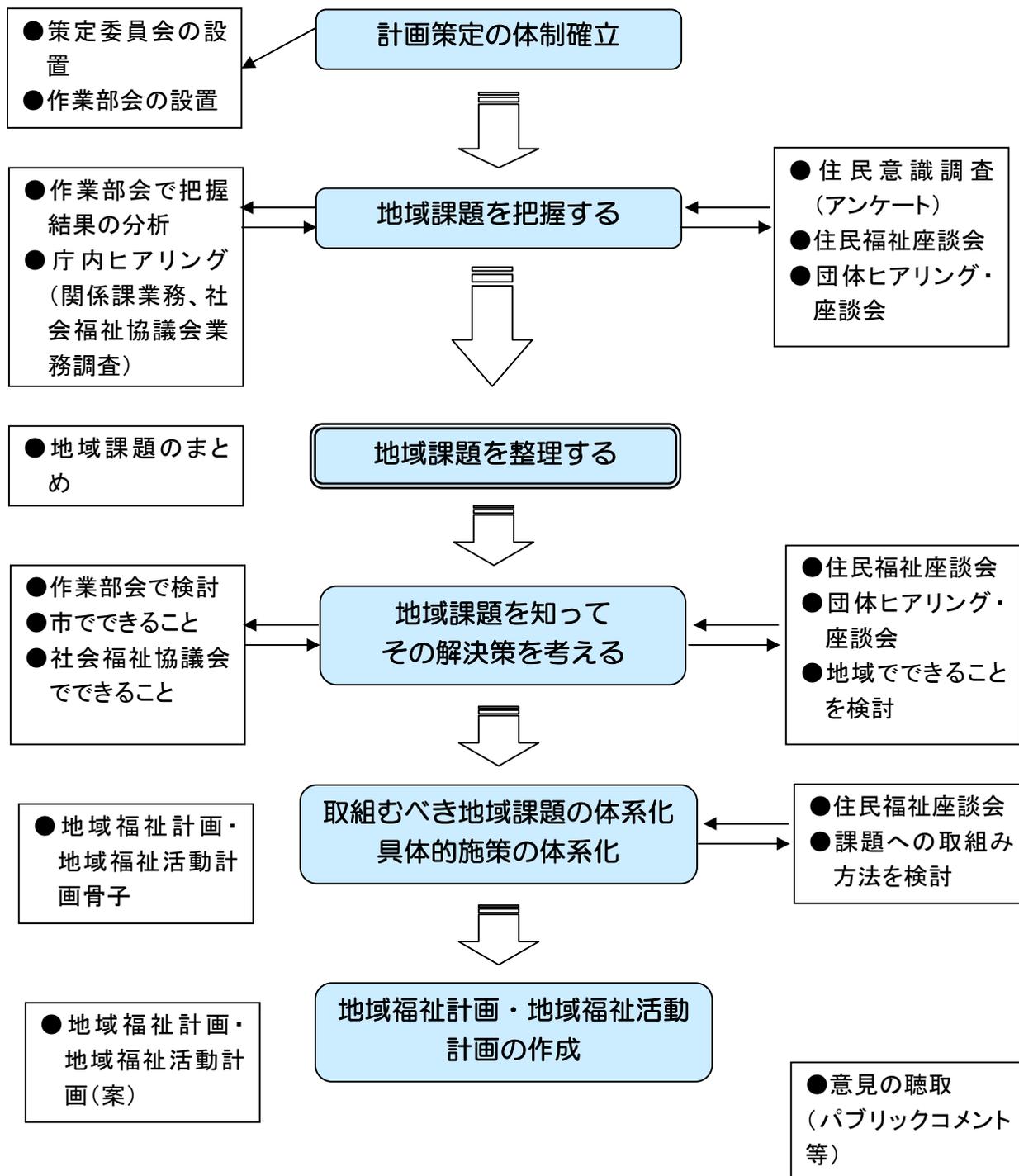


社協の取組み

施 策	取 組 み	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	備 考
① 関係機関との連携強化	⇒行政機関と市内の各福祉関係団体等との連携を図り、情報交換や協働の活動を促進します。	実施	→				
			評価				
② 社会福祉協議会の基盤強化	⇒組織体制の見直しと強化を図り、地域福祉の中心的な役割を担うため、効率的・効果的な運営に努めます。	実施	→				
			評価				
⇒市社会福祉協議会会員の確保に努めます。		実施	→				
			評価				
③ 地域福祉活動の把握と評価	⇒定期的に地域福祉活動の状況を把握し、評価を行う体制づくりを積極的に進めます。	実施	→				
			評価				
⇒定期的に行う職員間の会議において市社会福祉協議会全体の情報共有を図ります。		実施	→				
			評価				
④ 職員の資質向上	⇒複雑かつ多様化する福祉ニーズに対応するため、組織体制の充実や適正な職員の配置をします。	実施	→				
			評価				
	⇒住民に対し適切なサービス提供や助言を行うことができるように、勉強会や各種研修に参加し、職員の資質向上に努めます。	実施	→				
			評価				

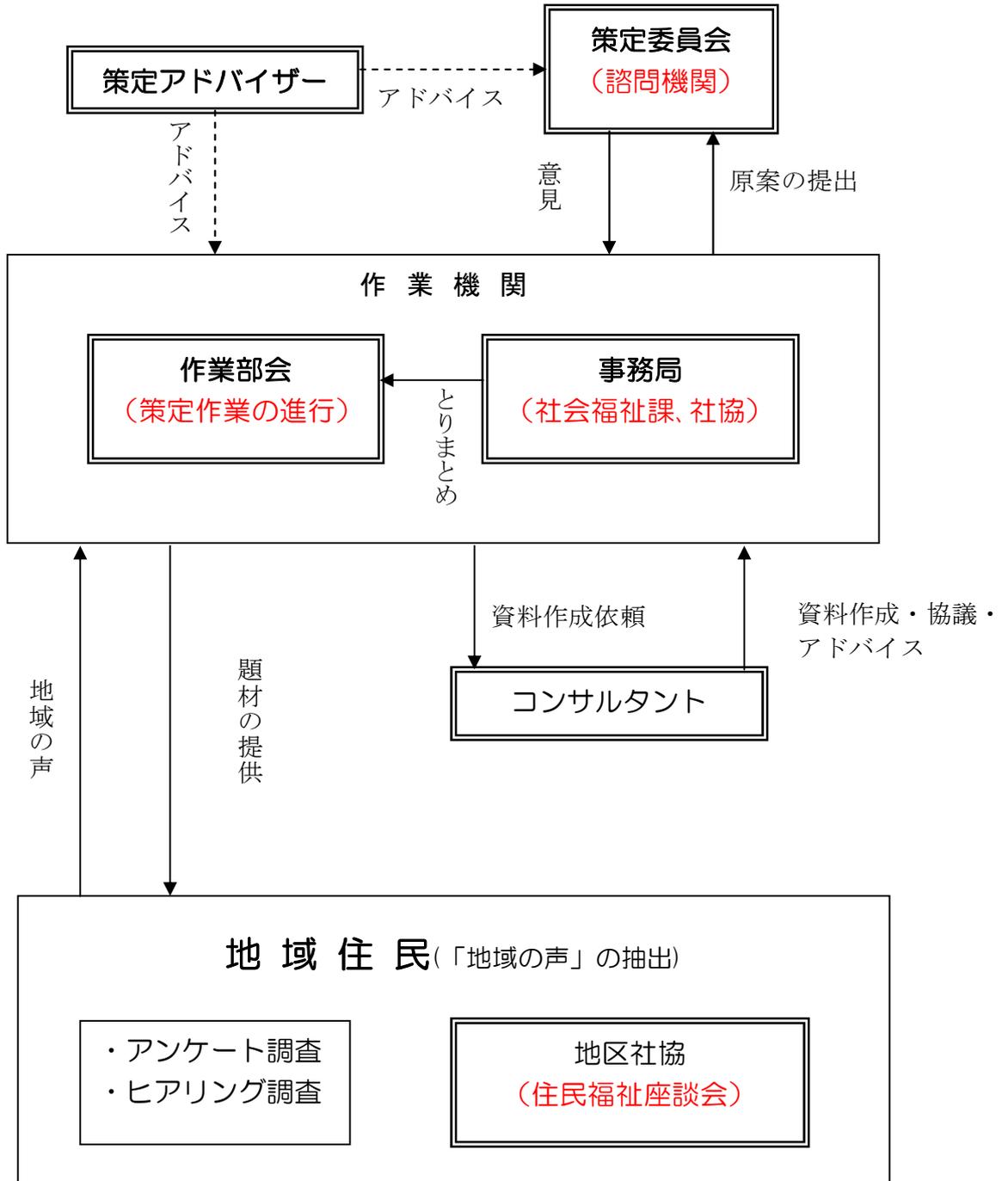
資料編

I. 策定の流れ



II. 策 定 体 制

策定体制図



策定委員会設置要綱

○山武市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成19年7月27日

告示第134号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定により、山武市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため山武市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定することを目的として、山武市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 福祉計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他福祉計画策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、25人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉及び保健団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、当該所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(策定アドバイザー)

第6条 委員会に、策定アドバイザーを置くことができる。

2 策定アドバイザーは、学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会のなかに作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。

3 作業部会は、市役所内の関係職員をもって構成する。

4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。

5 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課内に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 (平成19年告示第134号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

山武市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 山武市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため社会福祉法人山武市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、山武市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的として山武市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 活動計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の点検、評価に関すること。
- (3) その他活動計画策定に必要な事項。

(委員)

第3条 委員会は、委員25人以内とする。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉及び保健団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他本会会長が必要と認めた者

3 委員の任期は、当該所掌事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(策定アドバイザー)

第6条 委員会に策定アドバイザーを置くことができる。

2 策定アドバイザーは、学識経験のある者のうちから委員長が委嘱する。

(作業部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会の元に作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。

3 作業部会は、部会員10名以内をもって構成する。

4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年 6月26日から施行する。

策定委員等名簿

山武市地域福祉計画・山武市地域福祉活動計画策定委員名簿

No.	委 嘱 区 分	役職	氏 名	職業・団体役職名	備考
1	学識経験のある者		伊藤 俊夫	山武市三師会会長	
2	学識経験のある者		高橋 忠	山武市議会の議員 文教厚生常任委員会委員長	
3	学識経験のある者		並木 彌	山武市教育委員会委員長	H20.7まで
4	学識経験のある者		北田 正之	山武市教育委員会委員長	H20.7から
5	学識経験のある者		遠藤 正之	山武市社会教育連絡協議会委員長	
6	学識経験のある者		若林 良光	特別養護老人ホーム青松苑施設長	
7	福祉及び保健団体関係者	副委員長	高田 早苗	山武市地区社会福祉協議会代表	
8	福祉及び保健団体関係者	委員長	伊藤 嘉一	山武市民生委員児童委員協議会会長	
9	福祉及び保健団体関係者		藤田 浩子	山武市保健推進員協議会会長	
10	福祉及び保健団体関係者		石毛美智子	山武市身体障害者福祉会会長	
11	福祉及び保健団体関係者		鈴木 ぬみ	山武市手をつなぐ親の会会長	
12	福祉及び保健団体関係者		石橋 豊	山武市ゴールドクラブ連合会代表	
13	福祉及び保健団体関係者		實川 征吾	山武市社会福祉協議会代表	H20.7まで
14	福祉及び保健団体関係者		小川 憲治	山武市社会福祉協議会代表	H20.7から
15	地域団体関係者		小川 憲治	山武市区長会連合会会長	H20.7まで
16	地域団体関係者		田中 英明	山武市区長会連合会会長	H20.7から
17	地域団体関係者		山下 幸一	山武市青少年相談員連絡協議会会長	
18	地域団体関係者		卯木伊津美	山武市子ども会育成連絡協議会会長	H20.7まで
19	地域団体関係者		小山 和典	山武市子ども会育成連絡協議会会長	H20.7から
20	地域団体関係者		香焼 由和	山武市ボランティア連絡協議会会長	
21	地域団体関係者		岩澤 静	山武市内NPO法人代表	
22	住民の代表者		段木 優子	市民代表（成東地域）	
23	住民の代表者		伊澤美代子	市民代表（山武地域）	
24	住民の代表者		秋葉千恵子	市民代表（蓮沼地域）	
25	住民の代表者		近藤 雅子	市民代表（松尾地域）	
26	関係行政機関の職員		戸村由紀夫	保健福祉部長	

山武市地域福祉計画策定作業部会担当部署一覧

No.	部	課	係	備考
1	総務部	総務課	消防防災係	
2	市民部	市民課	市民生活係	
3	市民部	市民活動支援課	市民活動支援係	
4	保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係	
5	保健福祉部	社会福祉課	障がい福祉係	
6	保健福祉部	子育て支援課	児童家庭係	
7	保健福祉部	子育て支援課	保育係	
8	保健福祉部	高齢者福祉課	介護給付係	
9	保健福祉部	高齢者福祉課	介護認定係	
10	保健福祉部	高齢者福祉課	高齢者福祉係	
11	保健福祉部	高齢者福祉課	地域包括支援センター	
12	保健福祉部	健康支援課	保健予防係	
13	保健福祉部	健康支援課	母子保健係	
14	保健福祉部	健康支援課	成人保健係	
15	経済環境部	環境保全課	生活環境係	
16	経済環境部	環境保全課	環境保全係	
17	都市建設部	土木課	管理係	
18	都市建設部	土木課	建設係	
19	都市建設部	土木課	維持係	
20	都市建設部	都市整備課	都市計画係	
21	都市建設部	都市整備課	都市整備係	
22	教育委員会	学校教育課	学事係	
23	教育委員会	学校教育課	指導室	
24	教育委員会	生涯学習課	生涯学習係	
25	教育委員会	スポーツ振興課	スポーツ振興係	

※部署名等は、平成21年3月現在の名称。

策定方針

山武市地域福祉計画策定方針

—趣旨—

現代社会は、地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的つながりも希薄化するなど地域社会は変容しております。

これからの地域社会において求められる福祉ニーズに対応する仕組みを構築し、地域福祉の推進を図るため、保健福祉関連の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たし、地域住民、行政が協働してつくる「山武市地域福祉計画」を策定します。

—基本方針—

地域福祉計画は、地域住民と行政とが協働して、地域に暮らす一人ひとりが互いに支えあい、安心して生き生きと暮らすことができる福祉社会づくりをめざすための指針とします。

また、福祉の総合計画としての性格を持ち、個別計画である「障害者計画・障害福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、及び「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「健康増進計画（策定中）」を包含し、各計画の分野を横断する課題や総合的な施策推進の必要がある領域を受け持つものであります。

—社会福祉協議会との連携—

社会福祉協議会は、社会福祉法の改正以前から住民の参加や公私協働により、地域のニーズ調査から始まり、課題解決のための計画策定、活動実施といった経過を踏みながら、住民の福祉ニーズにあった福祉事業を行う「地域福祉活動計画」策定を社会福祉協議会の基本機能として社協活動を行ってきた経緯があります。また、平成12年に社会福祉事業法が改正され、平成15年に新しく施行された社会福祉法においては、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は地域住民の参加により策定され、推進されるという共通性と、目指すべき地域目標、生活課題、福祉資源の状況においても共有すべきものであることから、策定作業の効率化を図るためにも、また、内容の共有化を図るためにも、連携して策定する必要があります。

—計画期間—

平成19、20年度を策定期間とし、平成21年度から25年度までを計画期間とします。

—策定体制（策定主体）—

(1) 地域福祉計画策定委員会

社会福祉協議会の策定する、地域福祉活動計画の策定委員を兼ねる。

(2) 地区社会福祉協議会

小学校単位となる地区社協（13 地区）を福祉単位とし、各々において住民福祉座談会を開催する。「地域の声」として多くの意見をここから抽出する。

また、地域住民の意見を広く反映させるため、アンケート、ヒアリング調査等を実施する。

(3) 作業部会

市及び社会福祉協議会内の関係職員をもって構成し、地域課題の対応策検討及び素案作成等を行う。また事務局は、保健福祉部社会福祉課社会福祉係とする。

(4) 策定アドバイザー

学識経験のある者のうちから委員長が委嘱することができる。会議の種類に限らず、策定に関する諸問題についてアドバイスを受ける。

山武市社会福祉協議会「山武市地域福祉活動計画」策定方針

1. 策定趣旨（目的）

昨年度、山武市の誕生に伴い、社会福祉協議会も新市の社協として新たなスタートを切った。平成18年度を通しさまざまな課題を整理し、事業の調整や組織改変などに努めてきたが、今後の事業展開や活動目標については模索中である。また、新しい地域づくりの中で、地域福祉ニーズの把握と福祉関係団体のみならずそれ以外の団体や協力者とのネットワークの構築はこれからの社会福祉協議会には必要不可欠なものといえる。

「地域福祉活動計画」の策定は、

- ①地域の福祉ニーズの把握・課題の整理・課題解決のための計画づくり
 - ②積極的な住民参加による理解者づくり・新たな担い手づくり・ネットワークづくり
 - ③福祉課題に即応したサービスの充実や開発、仕組みづくり
 - ④地域住民や他機関との協働・連携の推進
 - ⑤社会福祉協議会の組織基盤強化
- の5つを目的に、計画的な地域福祉推進の基礎となるものとする。

2. 計画の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5ヵ年計画

3. 行政計画「地域福祉計画」との関係

平成15年4月、社会福祉法における「地域福祉計画」に関する規定が施行され、市町村の行政計画としてそれが明確に位置づけられた。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」はともに、地域住民等の参加を得て策定されるものであり、地域福祉の推進を目的として互いに補完・補強しあう関係にある。すなわち、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービス内容と量を明らかにし、それを確保し提供する体制を計画的に整備するものが行政計画であり、社協計画では、その課題解決に向け地域住民や各種団体とともに策定する民間の活動・行動計画といえる。

4. 作成主体

山武市地域福祉活動計画策定委員会

5. 策定委員会の性質

山武市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱に基づき運営し、行政計画である「地域福祉計画」策定委員も兼ねるものとする。

6. 策定事務局

策定委員会設置要綱第7条『作業部会』の規定により10名以内の職員で構成し、行政の作業部会と共同で事務をすすめる。

7. 作成時期

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの期間

Ⅲ. 山武市地域福祉（活動）計画策定の歩み

(1) 市民アンケートの実施

① 調査目的

山武市地域福祉（活動）計画の策定に向け、その取り組みのひとつとして実施するものであり、アンケートを通じて「地域福祉」や「支えあいの地域づくり」等に対する市民の考え、地域での活動状況などを把握し、計画策定の基礎資料としました。

② 調査概要

調査対象：18歳以上の市民2,000人

抽出方法：住民基本台帳から、年齢構成を考慮して無作為に抽出

調査方法：郵送法（配布・回収）

調査期間：平成19年11月16日～30日

③ 回収状況

配布数：2,000票

有効回答数：901票

有効回答率：45.1%

▼年齢別・男女別回答者数

(件)	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	無回答	合計
男性	66人	65人	62人	85人	98人	4人	380人
女性	88人	99人	88人	109人	107人	6人	497人
無回答	—	—	—	—	—	24人	24人
合計	154人	164人	150人	194人	205人	34人	901人

(2) 住民福祉座談会の実施

『住民の声や思いを計画に反映する』このことは計画の策定だけではなく、推進していくうえでも、住民福祉座談会は大きな拠り所となります。市内を市立小学校区単位（全 13 地区）で区分し、平成 19 年度から 3 年間をかけて、段階的に実施します。平成 19 年度は地域課題の掘り起こし、平成 20 年度は地域課題の整理と取組み方向の検討を行いました。平成 21 年度からは具体的な実践方策を展開します。

【平成 19 年度】

No.	月 日	開催地区	参加者数	内 容
1	7 月 28 日	山武北	55 人	地域福祉ニーズの発掘
2	9 月 9 日	日向東	27 人	地域福祉ニーズの発掘
3	9 月 18 日	大富	26 人	地域福祉ニーズの発掘
4	9 月 29 日	睦岡	36 人	地域福祉ニーズの発掘
5	10 月 2 日	成東	28 人	地域福祉ニーズの発掘
6	10 月 13 日	日向西	38 人	地域福祉ニーズの発掘
7	11 月 11 日	緑海	28 人	地域福祉ニーズの発掘
8	11 月 18 日	大平	78 人	地域福祉ニーズの発掘
9	11 月 30 日	南郷	23 人	地域福祉ニーズの発掘
10	12 月 1 日	蓮沼	27 人	地域福祉ニーズの発掘
11	12 月 2 日	松尾	51 人	地域福祉ニーズの発掘
12	12 月 7 日	成東	22 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
13	12 月 9 日	鳴浜	41 人	地域福祉ニーズの発掘
14	1 月 26 日	睦岡	32 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
15	1 月 26 日	山武北	36 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
16	1 月 27 日	大平	66 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
17	2 月 2 日	豊岡	27 人	地域福祉ニーズの発掘
18	2 月 2 日	南郷	25 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
19	2 月 9 日	緑海	16 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
20	2 月 9 日	日向西	38 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
21	2 月 11 日	日向東	30 人	地域福祉ニーズの発掘(第 2 回)
参加者合計			750 人	

【平成 20 年度】

No.	月日	開催地区	参加者数	内 容
1	7月17日	成東	38人	①高齢者、障がい者の外出支援、交通手段について ②医療関係の問題について ③近所づきあい、安心・安全な地域づくりについて
2	7月19日	大富	40人	①地域の安全(防犯)について ②近所づきあい、安心・安全な地域づくりについて ③その他自分達でやれば出来ると思うこと
3	7月20日	蓮沼	20人	①ゴミの問題～ポイ捨て・家庭での焼却・不法投棄など～ ②自然災害時の安全確保～子ども・高齢者・障がい者の支援、災害対策と情報提供など～
4	7月26日	緑海	20人	①医療施設(国保成東病院等)の整備充実と存続について ②地域コミュニティ施設(集会場所)の確保と整備について ③高齢者と子供たちとのふれあい等について
5	7月26日	南郷	25人	①防犯・防災(地域・登下校時のボランティア活動、窃盗など)地域の連携について(情報の一元化など) ②市内巡回車(バス)の推進増便について
6	8月2日	鳴浜	25人	①高齢者や障がい者の外出支援について ②子どもの安全、安心な地域づくりについて ③自然災害の安全な避難と要援護者の見守りについて
7	8月5日	松尾	35人	地域福祉ニーズの発掘
8	8月23日	日向東	51人	①自然災害時の対策と要援護者の支援について ②みんなが集える公共施設について
9	8月23日	日向西	43人	①林道で目立つ不法投棄や道路沿いのポイ捨てゴミの問題について ②みんなが集える公共施設について
10	8月30日	大平	52人	①ごみ・環境の課題について ②通学路の安全確保・整備について ③地域の安全・安心活動について
11	8月30日	豊岡	25人	①移動(交通)手段の課題について ②地域の安全(防犯・防災)の課題について ③社会参加、いきがいづくりについて
12	9月6日	山武北	32人	①みんなが集えるイベントについて ②地域に必要な移動支援について ③ポイ捨てなどのゴミ対策について

No.	月日	開催地区	参加者数	内 容
13	9月6日	睦岡	27人	①地域で人がつながるために… ②地域の防犯・防災活動について
14	11月30日	松尾	37人	『地域の子供の安心と安全』
15	12月7日	大平	40人	①ごみ・環境の課題について ②通学路の安全確保・整備について ③地域の安全・安心活動について
16	1月17日	蓮沼	31人	『自然災害時の安全確保』～子ども・高齢者・障がい者の支援、災害対策と情報提供など～
17	1月17日	鳴浜	32人	『自然災害の安全な避難と要援護者の見守りについて』
18	1月18日	日向東	34人	①自然災害時の対策と要援護者の支援について ②みんなが集える公共施設について
19	1月18日	日向西	45人	『自然災害時の対策と要援護者の支援について』
20	1月19日	成東	46人	①高齢者、障がい者の外出支援、交通手段について ②医療関係の問題について ③近所づきあい、安心・安全な地域づくりについて
21	1月24日	睦岡	41人	①地域で人がつながるために… ②地域の防犯・防災活動について
22	1月25日	山武北	43人	①みんなが集えるイベントについて ②地域に必要な移動支援について ③ポイ捨てなどのゴミ対策について
23	1月27日	大富	34人	『安全・安心な地域づくり』
24	2月1日	南郷	18人	①防犯・防災(地域・登下校時のボランティア活動、窃盗など)地域の連携について(情報の一元化など) ②市内巡回車(バス)の推進増便について
25	2月7日	緑海	18人	①医療施設(国保成東病院等)の整備充実と存続について ②地域コミュニティ施設(集会場所)の確保と整備について ③高齢者と子供たちとのふれあい等について
参加者合計			852人	

福祉団体へのヒアリング等

① 福祉団体聞き取り調査の実施

地域で活動する団体等の状況と活動上の課題を把握し、地域福祉（活動）計画への提言とするとともに、各団体等が地域の担い手としてできること、協働できることを把握して計画に活かす事を目的として実施しました。

No.	団体名	年月日	場所
1	ゴールドクラブ連合会	平成20年2月5日	松尾ふれあい館
2	手をつなぐ親の会	平成20年2月22日	〃
3	身体障害者福祉会	平成20年2月29日	成東老人福祉センター

② 「地域福祉に関する座談会」の開催

地域住民を対象とした福祉サービス提供事業者の職員を対象に、日頃の活動をしている中での福祉課題や地域とのつながりについて意見を聞く座談会を開催しました。

No.	年月日	人数	内容
1	平成20年3月9日	26人	座談会形式による意見交流
2	平成20年11月28日	8人	『地域とつながるために！』 ①集まれる場づくり ②災害時の地域との連携 ③事業(事業所・施設)を支える担い手づくり ④手続きや情報の共有

③ 地域福祉（活動）計画策定委員会の設置

学識経験者、福祉及び保健団体関係者、地域団体関係者、住民代表者、行政機関の計 22 名から構成される。地域福祉計画策定における諮問機関。平成 19 年度からの 2 年間で計 5 回、開催されました。

No.	年 月 日	内 容
1	平成 20 年 1 月 29 日	①地域福祉計画・地域福祉活動計画策定方針について ②今後のスケジュールについて ③現状報告について ④策定アドバイザーの委嘱について
2	平成 20 年 3 月 24 日	①平成 19 年度住民福祉座談会結果報告について ②作業部会の進捗状況報告について ③計画策定に向けての方向性等について (策定アドバイザー 香取達子 氏)
3	平成 20 年 7 月 14 日	①関係団体ヒアリングでの意見等について ②地域課題の取りまとめ報告について ③地域福祉(活動)計画の骨子案について～グループ討議～ ④住民福祉座談会の進捗状況について
4	平成 20 年 12 月 11 日	①住民福祉座談会の報告について ②地域福祉計画・活動計画の基本理念等について ③今後の策定委員会について
5	平成 21 年 3 月 10 日	①地域福祉計画・活動計画の承認について ②今後の策定委員会について 『今後の地域福祉の推進について』

④ 地域福祉（活動）計画作業部会の設置

山武市及び社会福祉協議会内の関係職員から構成される。地域課題の対応検討及び素案作成等を行いました。

No.	年 月 日	内 容
1	平成 20 年 3 月 3 日	①地域福祉計画の概要について ②作業部会の事務について ③今後のスケジュールについて
2	平成 20 年 10 月 21 日	①地域福祉計画策定までの経過報告 ②作業部会の検討内容について ③今後のスケジュールについて 千葉県主催 ミニタウンミーティング 「千葉県地域福祉支援計画の概要について」 千葉県健康福祉部健康福祉政策課政策室 鈴木茂之 氏

※施策シートのヒアリング

地域福祉（活動）計画作業部会が計画素案作成にあたり、平成 19 年度に収集した地域課題を「現状・課題・対応策」を明記した施策シートに取りまとめ、地域課題の内容に該当する市各担当課に照会し、ヒアリングを実施しました。

No.	年 月 日	ヒアリング実施部署名
1	平成 20 年 5 月 12 日	市民課、課税課、市民活動支援課
2	平成 20 年 5 月 13 日	総務課、土木課、環境保全課、高齢者福祉課
3	平成 20 年 5 月 14 日	都市整備課、企画政策課、健康支援課
4	平成 20 年 5 月 15 日	農林水産課、商工観光課、生涯学習課、 スポーツ振興課、学校教育課、子育て支援課
5	平成 20 年 5 月 16 日	社会福祉課

⑤ パブリックコメントの実施

山武市パブリックコメント実施要綱の規定により、山武市地域福祉（活動）計画素案をホームページ掲載及び社会福祉課窓口閲覧によるパブリックコメントを実施し、広く市民の方の意見を求めました。

実施期間：平成 21 年 1 月 14 日～2 月 13 日

意見提出件数：0 件

IV. 策定及び推進に係る参考資料

用語説明

《あ行》

用語	説明
安全で安心なまちづくり推進条例	住民、自治会等及び事業者の防犯意識を高め、自主的な防犯活動を推進し、犯罪の防止に配慮した環境を整備することにより、安全で安心なまちをつくり、住民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とし、平成 18 年度に山武市で制定された。
EM ぼかし	米ヌカなどの有機資材を糖蜜と EM(有用微生物群)で処理し発酵・乾燥させて作った有機資材で、生ゴミ処理・畜産用の I 型と農業・園芸用の II 型がある。
NPO	民間非営利団体(non-profit organization)。ボランティア活動などに取組む営利を目的としない民間団体。住民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。平成 10 年施行の特定非営利活動促進法(NPO法)によって、法人格が与えられるようになった。
おもちゃ図書館	子どもたちがおもちゃで楽しく遊べる場所で、もともとは『障がいのある子どもたちにおもちゃのすばらしさと遊びの楽しさを』との願いで始まった活動。山武市ではわけへだてなく、子ども・保護者同士の交流の場としてボランティアスタッフが運営している。山武市おもちゃ図書館は、3ヶ所でそれぞれ週 1 回開催中。

《か行》

用語	説明
介護保険制度	個人が、寝たきりや認知症等で介護が必要な状態になった場合に、要介護認定を受けて一定の給付が行われる社会保険制度。介護保険法に基づき、平成 12 年度から実施されている。平成 18 年度から制度改正により、介護予防に着眼した取組みが導入されている。
核家族化	ひと組の夫婦とその未婚の子どもからなる家族。晩婚化や非婚化による未婚単身生活者の増加や高齢者のひとり暮らし、あるいは高齢の夫婦のみの世帯の増加、さらに離婚の増大などによるひとり親家庭の増加、加えて共働き夫婦や子どもがいない夫婦だけの世帯の増加など、今日では核家族形態の家族が標準的家族といえないほど多様化してきている。
軽スポーツ	運動量、ルール、精神的疲労度などが、他のスポーツに比べて軽度であるスポーツのこと。生涯スポーツとして年齢に分け隔てなく参加可能である。
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項の規定により、山武市は平成 20 年度に策定。「健康日本 21」「健康ちば 21」の理念に基づき、世界保健機構(WHO)が提唱したヘルスプロモーション(行政のみならず地域・職域・民間団体との協働のもと健康寿命の延伸などを達成する)の考え方を取り入れている。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表現することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。その制度として、成年後見制度や日常生活自立支援事業等があり、地域包括支援センターや指定相談支援事業所、社会福祉協議会が地域の相談窓口となっており、必要に応じて千葉県後見支援センターにつないでいる。
個人情報保護条例	山武市が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資することを目的とし、平成 18 年に制定された。

用語	説明
子育て支援センター	子育て支援センターは、専門の職員を置いて、子育て家庭の育児不安等についての相談や助言、つどいの場の設置、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的としている。山武市では、なんごう子育て支援センター、まつお子育て支援センターの2ヶ所を開設。
コミュニティ	同一地域内にともに居住する人々が、居住することにより生活のあらゆる分野にわたって共同し、その居住地域を媒介とした共通的な意識、価値観、言語、行動規範、生活様式等を形成する地域的生活共同体のこと。

《さ行》

用語	説明
サービス提供事業者	各地域において介護保険サービスや障害福祉サービスをはじめとする福祉サービスを営む事業者のこと。
3障がい	身体障がい、知的障がい、精神障がいのこと。
指定管理施設	自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設(「公の施設」)を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。地方自治法の改正を経て平成15年9月から施行されている。指定に係る詳細は条例で定め、管理者の指定について議会の議決を要することとされている。
社会福祉法	平成12年に社会福祉事業法から改名。社会福祉に関するあらゆる事項の共通基礎概念を定めた法律。第4条に地域福祉の推進、第107条に市町村地域福祉計画をそれぞれ規定している。
障害者自立支援法	障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために、平成18年度より段階的に施行。障がい者の生活を支えるサービスは障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスに移行しており、平成23年度までに新体系に事業所等が移行することとなっている。
食事バランスガイド	平成17年6月に厚生労働省と農林水産省が発表した、生活習慣病などの予防のために、何をどの位食べたらいいかを示した指針。具体的な料理を基に、1日分の摂取量をイラストで表示している。食事を主食、副菜、主菜、牛乳・乳製品、果物の5種類に分類し、それぞれ料理例を表示している。
次世代育成支援対策法	国は平成14年に子育て支援をめぐる課題の多様化という現状に対し、「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、これを具体的に推進するために、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が成立・公布された。
スクールガードリーダー	文部科学省「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」に伴う千葉県地域学校安全指導員として実施される警察OBなどによるスクールガードリーダー制度。山武市では1人配置し、市内13小学校を年間1校24時間以内で見守り活動を実施。

《た行》

用語	説明
団塊の世代	第2次世界大戦直後の日本で、昭和22～24年に生まれた世代で、わが国の人口区分で最も多い年齢層であり、戦後第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
地域包括支援センター	地域包括支援センターには、専門職員として社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが配置され、主に市内に住む高齢者の総合相談、介護予防、サービスの連携・調整などの業務を行っている。平成18年度からの介護保険の制度改正により導入され、山武市では平成19年度から設置。
特定高齢者	65歳以上で、このまま介護予防をしないと生活機能が低下して要介護状態になるおそれがある高齢者。生活機能評価等により選定し、介護予防のプログラムへの参加を呼びかけ、介護予防を生活に取入れられるように地域包括支援センターを中心に推進している。

《は行》

用語	説明
バリアフリー	障がい者が社会生活を送る上での障壁(バリア)を取除くという意味で、物理的な障壁をはじめ、広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を取除くという意味でも用いられている。
福祉推進員	地域の福祉団体や地域住民の代表として地区社会福祉協議会を構成している社会福祉協議会会長から委嘱されている委員。

《ま行》

用語	説明
民生委員・ 児童委員	民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、都道府県知事等の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。任期は3年。主な職務は、以下のような5点が挙げられる。①住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。②援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。④社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。 児童委員は、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握し、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力することを任務とする。任用等については、民生委員のそれと同じである。
メタボリック シンドローム	内臓の周囲に脂肪がたまり、それに加えて高血糖・高血圧・高脂血・高コレステロールの症状を複数併せ持つ状態。放置すると、糖尿病・動脈硬化・心筋梗塞などを起こす。内臓脂肪症候群ともいわれる。平成20年度からメタボリックシンドロームに着眼した特定健診・特定保健指導が導入されている。

《ら行》

用語	説明
ライフステージ	乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な過程における生活上の各段階。
老々介護	高齢者が介護の必要な高齢の家族を介護すること。高齢化が進行し、高齢者自身がより高齢化した親等を介護するケースが増えており、こうした状況を指す言葉として用いられるようになった。介護者が、介護疲れによって心身の健康を損なうといった悪循環が指摘されるようになってきている。

《わ行》

用語	説明
ワーク・ライフ・ バランス	仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動において、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。平成19年7月に「ワーク・ライフ・バランス」推進の基本的方向をとりまとめ、具体的な推進を図るため、同年12月に「仕事と生活(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定された。

近年の保健福祉施策の動向

	地域福祉	障がい者	介護・高齢者	次世代育成支援	保健・医療・その他
平成12年	・社会福祉事業法が「社会福祉法」に改正。福祉8法改正		・ゴールドプラン21 ・介護保険制度開始 ・第1期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画	・児童虐待の防止に関する法律	
平成13年				・児童福祉法改正	
平成14年	・市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について	・障害者基本計画、重点施策実施5か年計画	・老人保健法改正	・少子化プラスワン	・健康保険法改正
平成15年		・支援費制度開始(～平成17年度)	・第2期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画	・児童福祉法改正	・個人情報保護関連5法
平成16年		・障害福祉施策の見直し ・発達障害者支援法 ・障害者基本法一部改正	・介護保険制度の見直し検討	・少子化社会対策基本法 ・次世代育成支援対策推進法 ・子ども・子育て応援プラン ・児童福祉法等改正	・医療制度改革の検討
平成17年		・障害者自立支援法成立	・改正介護保険法成立、施設給付の見直し等開始	・次世代育成支援地域行動計画	・医療制度改革大綱 ・がん対策推進アクションプラン
平成18年		・障害者自立支援法施行 ・障害福祉計画	・改正介護保険法施行 ・第3期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画 ・高齢者虐待防止法	・「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議	・医療制度改革の実施 ・自殺対策基本法

	地域福祉	障がい者	介護・高齢者	次世代育成支援	保健・医療・その他
平成 19年	<ul style="list-style-type: none"> ・「これからの地域福祉のあり方に関する研究会議」の設置 ・市町村地域福祉計画の策定について（要援護者の情報把握・共有及び安否確認や避難支援等について盛込む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育実施 ・重点施策実施5か年計画（24年まで） ・介護保険制度の被保険者・受給者範囲に関する有識者会議 ・社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針 		<ul style="list-style-type: none"> ・放課後子ども推進プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・県地域ケア体制整備構想策定
平成 20年	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～ ・これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書 		<ul style="list-style-type: none"> ・安心と希望の介護ビジョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の医療の確保に関する法律施行。老人保健法が移行。 ・特定健診、特定保健指導開始 ・後期高齢者医療制度開始

V. あとがき



山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員長

伊 藤 嘉 一

行政と社会福祉協議会が連携した、千葉県でも先進的な取組みでありました『山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画』がここに完成いたしました。

策定委員会で平成20年1月より会議を重ねてまいりました。その間行政関係部署等からなる作業部会での協議が策定にあたってその中に着実に盛り込まれ、特に広く地域住民の皆様のご意見を取り入れるべく開催された社会福祉協議会の住民福祉座談会は、この計画の大きな骨子になったと思います。

今回の計画策定の大きな特長は、地域住民の皆様の参加ということが意義のあることではなかったかと思います。各地区社会福祉協議会を通じて数多くの住民福祉座談会が開催された結果、住民福祉座談会の評判も年を追うごとに高まってまいりました。

これからは、この計画にもとづいて着実に地域福祉活動が実行に移されていくわけですが、まだまだ大きな課題が山積しております。いかに自分たちが作った、意見が反映された計画を地域住民の手で遂行されていくのか、ということです。その方法論の模索が課題のひとつです。

一番大切な地域住民の皆様の意識高揚を図りつつ、地域福祉の向上に邁進しようではありませんか。

皆様方のご協力によりここに素晴らしい地域福祉計画・地域福祉活動計画が完成したことを感謝いたします。

最後になりましたが、策定にあたって数多くのアドバイスを頂きました千葉県社会福祉協議会の香取達子さんと、草案作りに大変ご尽力を頂きました行政・社会福祉協議会の皆様方に深く感謝を申し上げます。

平成21年3月

計画策定アドバイザー
社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

地域福祉推進部長 香 取 達 子



日本の社会福祉情勢は、平成 12 年の社会福祉法への改正に伴い地域福祉が主流（メインストリーム）となり、従来の措置を中心とする福祉サービスをはじめ高齢者福祉、児童福祉といったような分野ごとの縦割りの社会福祉行政ではなく、新たな福祉サービスのしくみをつくりあげることが必要となっています。

千葉県の福祉分野の基本計画である「千葉県地域福祉支援計画」では、誰もがありのままに・その人らしく地域で暮らすことができる地域社会づくりを実現するには、保健・福祉・医療をはじめ生活関連分野が広く連携し、「地域住民一人ひとりが主役」の「新しい地域社会づくり」を目指すことが重要とされています。

本計画は、千葉県地域福祉支援計画が提案している福祉以外の様々な分野との連携・協働を進める地域福祉フォーラムを全ての地区社会福祉協議会に設置し、住民座談会や団体ヒアリング等を開催し、地域の課題や解決方策について 2 年間かけて練り上げたプランとなっています。また、行政計画と社会福祉協議会活動計画策定を行政と社会福祉協議会が共に事務局機能を担い、議論を重ね策定したプランに特徴があり、地域と行政が協力・連携しながら地域の様々な課題に対応していく新たな支えあいのしくみを創り出した計画となっています。

おわりに、長期間、大変熱心に山武市のこれからの地域福祉の実現に向けて意見をいただいた皆様に深く感謝申し上げますとともに、今後も計画の推進についてご協力くださるようお願いいたします。

平成 21 年 3 月



山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行日：平成21年3月
編集・発行：山武市保健福祉部社会福祉課
〒289-1523
山武市松尾町五反田 3012
TEL 0479-80-8361（直通）



山武市

山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画

はじめの一步!!

～ 一人ひとりが地域の力 ～

平成21年3月